

資 料 編

用語の解説	P.36
木造住宅・マンションの耐震診断や耐震改修に関する相談窓口	P.42
南海トラフの巨大地震の想定震源と震度分布	P.43
地震被害想定	P.45
近畿圏（大阪府周辺）の活断層図	P.51
国土交通大臣による基本的な方針の概要	P.52
建築物の耐震改修の促進に関する法律	P.54
緊急交通路（地域防災計画より）	P.70
避難路（地域防災計画より）	P.73
民間建築物の耐震診断・耐震設計・耐震改修・除却補助の補助件数	P.76
公共建築物の耐震化率推移	P.77
公共建築物耐震性能一覧	P.78
大阪府耐震改修促進計画の概要	P.92

用語の解説

あ 行

生駒断層帯地震

大阪平野と生駒山地との境界付近を南北に通る活断層帯で、北は大阪府枚方市付近から本市を経て羽曳野市付近までの約 38 km、断層の線はやや北北東-南南西方向に近い南北方向に長くなっています。断層の東側が隆起、西側が沈降する逆断層と考えられており、今後 30 年間に 0～0.1 %の確率で発生するとされています。

上町断層帯地震

上町断層帯は、大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯で、長さ約 42 km、ほぼ南北方向に延びています。断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層で、今後 30 年間に 2～3 %の確率で発生するとされています。

大阪建築物震災対策推進協議会

大阪府、府内市町村、建築団体及び事業者団体により府内の建築物等の震災対策を促進するために、平成 10 年 6 月に設立された協議会。

か 行

危険物関係特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第 14 条第 2 号に規定し、危険物の種類に応じ、一定規模の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物。

既存耐震不適格建築物

地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で、建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているもの

緊急交通路

災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の輸送等を迅速かつ的確に実施するためにあらかじめ大阪府地域防災計画及び八尾市地域防災計画で位置づけられている道路で、広域緊急交通路及び避難路があります。路線名、路線図は、本資料編 P. 70～75 を参照してください。

建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成 7 年 12 月 25 日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされました。

その後、平成17年11月7日に改正耐震改修促進法が公布され、平成18年1月26日に施行されました。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務付けられ、市町村には計画を策定する努力義務が課せられました。

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成25年11月改正）

東日本大震災を受け、平成25年11月に施行された改正法で、病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模なものや、都道府県等が指定する避難路沿道建築物等について、耐震診断を行い報告することを義務付けし、その結果を公表することが規定されました。

また、耐震改修を円滑に促進するために、耐震改修計画の認定基準が緩和され、対象工事が拡大され新たな改修工法も認定可能となり、容積率や建ぺい率の特例措置が講じられました。

その他、建築物の地震に対する安全性に係る認定を受けた場合、耐震性が確保されている旨の表示ができることや、マンションなどの区分所有建築物において、耐震改修の必要性に係る認定を受けた場合、大規模な耐震改修を行おうとする際の集会の決議要件の緩和が規定されました。

さ　　行

在来工法

梁と柱を主体とし、筋交いや構造用合板等で構造的な壁をつくる一般的な木造の工法。

指示対象建築物

特定既存耐震不適格建築物のうち、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所その他多数の者が利用する建築物に加えて、小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する建築物、火薬類、石油類その他危険物であって、一定の数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物で、一定規模以上のもの及び、通行障害既存耐震不適格建築物をいい、所管行政庁が、所有者に対して必要な指示をすることができるものとして規定されており、指示・立ち入り検査の対象とされています。

住宅・土地統計調査

我が国の住宅に関する最も基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年ごとに実施しています。

耐震改修

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備（擁壁の補強など）を行うこと。

耐震基準（旧耐震・新耐震）

現在の耐震基準は、昭和56年6月に、旧来の基準を抜本的に見直され、施行されたもので、それまでの基準を「旧耐震基準」、それ以降の基準を「新耐震基準」と呼んでいます。

新耐震基準では、中規模地震（震度5強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、きわめて稀にしか発生しない大規模な地震（震度6強から震度7程度）に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目安としています。

耐震シェルター

住宅等の一部屋を鉄骨などで補強して、地震の際の緊急避難場所とし、建築物が倒壊した場合においても、安全な空間を確保するもの。

耐震診断

住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるのかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価することで、下記のような3種類の方法があります。

一次診断は、柱や壁の断面積量、配置バランス、老朽化の進行度合いにより耐震性を判定します。

二次診断は、構造解析を行ない、柱、壁の強度、配置バランス、老朽化の進行度合いを詳細に分析し、耐震性能を判定します

三次診断は、構造解析を行ない、柱、梁、壁の強度、配置バランス、老朽化の進行度合いを詳細に分析し、耐震性能を判定します。

通常は、二次診断で耐震性能を判定します。

昭和56年以前の旧耐震基準で設計された建築物は、設計法が異なるため、現在の基準に基づいた検証では耐震性を正しく把握することが困難です。このため、耐震診断では柱や壁の強度を計算し、建築物の強度や粘りに加え、その形状や経年状況を考慮したものを構造耐震指標（Is 値）として耐震性を判定しています。

耐震指標は、過去の地震被害の研究から、診断の結果、耐震指標である Is 値が0.6以上ある建築物は、震度6強程度の大地震に対しても、建築物が倒壊や崩壊する危険性は低いと考えられています。

耐震テーブル

普段はテーブルとして、いざというときはテーブル型シェルターとして、地震の際の落下物などから身を守ることができるもの。

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定する学校、病院、百貨店、事務所等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物であって、既存耐震不適格建築物であるもの。

地域防災計画

災害対策基本法に基づいて作成された、市民の生命・財産を守るために取るべき災害対策を規定するための計画のことで、防災に関し、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めています。

長周期地震動

地震が起きると様々な周期を持つ揺れ（地震動）が発生します。ここでいう「周期」とは、揺れが 1 往復するのにかかる時間のことです。

南海トラフ地震のような規模の大きい地震が発生すると、周期の長いゆっくりとした大きな揺れ（地震動）が生じます。このような地震動のことを長周期地震動といいます。長周期地震動の特徴としては、マグニチュードが大きい地震ほど、長い周期で揺れが大きくなります。長周期地震動を主に構成しているのは表面波で震源が浅い（地表面に近い）ほど、卓越（他の波に比べて顕著に目立つという意味）します。よって震源が浅くて大きな地震ほど長周期地震動は発生しやすくなります。

直下型地震

被害を起こす地震には、プレート境界型（海溝型）地震と直下型（活断層による）地震に大きく分けられ、地震の型としてよく用いられています。海溝型地震はプレート境界面で発生する地震を指していることが多く、直下型地震は人の住む都市の直下など内陸部の活断層によって発生する比較的浅い地震で、被害と直結するような地震を総称して直下型地震と言われています。

通行障害既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号に規定される、地震によって倒壊した場合において、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある耐震改修促進法施行令第 4 条で定める建築物であって、既存耐震不適格建築物であるもの。

出前講座

市民が参加する集会等に、市町村の職員等が出向いて、希望のテーマについて行政の施策や事業などを説明、意見交換等を行うこと。行政に対する理解を得るとともに、コミュニケーションを図り行政の施策に生かしていこうとするものです。

伝統的構法

近世の農家・町家などに用いられている日本の伝統的技術が生かされた構法。土壁が基本で、貫や差し鴨居等が多く用いられています。

東南海・南海地震

「東南海地震」とは、遠州灘西部から紀伊半島南端までの地域で発生する地震のことで、「南海地震」とは、紀伊半島から四国沖で起こる地震のことをいいます。東南海・南海地震は、これまで過去に 100～150 年間隔で繰り返し発生しており、今世紀前半に発生する可能性が高いと予想されています。

特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第 14 条に規定される、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物（一号）、危険物関係特定既存耐震不適格建築物（二号）、通行障害既存耐震不適格建築物（三号）。

特定天井

脱落によって重大な危害を生ずるおそれのあるものとして、6 mを超える高さにあり、水平投影面積が 200 m²を超え、単位面積重量が 2 kg/m²を超える吊り天井で、人が日常利用する場所に設置されている天井。

な 行

南海トラフで発生する地震

南海トラフは、日本列島が位置する大陸のプレートの下に、海洋プレートのフィリピン海プレートが南側から年間数cmの割合で沈み込んでいる場所です。この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界にはひずみが蓄積されています。過去 1400 年間を見ると、南海トラフでは約 100～200 年の間隔で蓄積されたひずみを解放する大地震が発生しており、近年では、昭和東南海地震（1944 年）、昭和南海地震（1946 年）がこれに当たります。昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから 70 年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっています。過去に南海トラフで発生した大地震は、その震源域の広がり方に多様性があります。また、南海地域における地震と東海地域における地震が、同時に発生している場合と、若干の時間差（数年以内）をもって発生している場合があります。

ハザードマップ

災害予測図、危険範囲図、災害危険個所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したもの。地震被害予測図、地すべり危険区域マップ・液状化予測図等、それぞれの災害の種類に応じて策定されている。

防災ベッド

就寝中に地震により家屋が倒壊しても、生命を守ることができる安全な空間を確保することを目的とした鋼製の防護フレーム等が取り付けられているベッド。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律

マンションを建替えるとき、建替えを計画するときに関係する法律で、マンションの建替えを円滑に進めるための様々な手続きや方法等が定められています。

平成 26 年に法改正され、耐震性不足の認定を受けたマンションについては、マンション及びその敷地の売却を行う旨の決議要件の緩和や建替えにより新築されるマンションの容積率制限の緩和特例の創設等がなされました。

木造住宅・マンションの耐震診断や耐震改修に関する相談窓口

主な相談窓口

一般財団法人 大阪建築防災センター	
連絡先	耐震診断・改修相談窓口 : 06-6942-0190
HP アドレス	http://www.okbc.or.jp/proof/index.html
内容・ 条件等	電話相談（無料）： 随時対応（休日除く） 午前 10 時～午後 4 時 30 分 面接相談（無料）： 毎月 1 回 指定日（要予約） 午後 1 時 30 分 ～午後 4 時 30 分
一般社団法人 大阪府建築士事務所協会	
連絡先	建築相談 : 06-6946-7065 メール : soudan@oaaf.or.jp
HP アドレス	http://www.oaaf.or.jp/online
内容・ 条件等	面接相談（無料） 完全予約制 申込書は HP よりダウンロード 毎月第 2 金曜日 1 部 午後 6 時～午後 6 時 50 分 毎月第 4 土曜日 1 部 午後 4 時～午後 4 時 50 分 2 部 午後 5 時～午後 5 時 50 分
公益社団法人 大阪府建築士会	
連絡先	建築相談室 : 06-6947-1966
HP アドレス	http://www.aba-osakafu.or.jp/soudaniinkai/sumai-soudan.htm
内容・ 条件等	電話相談（30 分以内無料）： 月～金曜日 午後 1 時～午後 4 時 面接相談（有料）： 完全予約制 月～金曜日 午後 4 時～午後 5 時

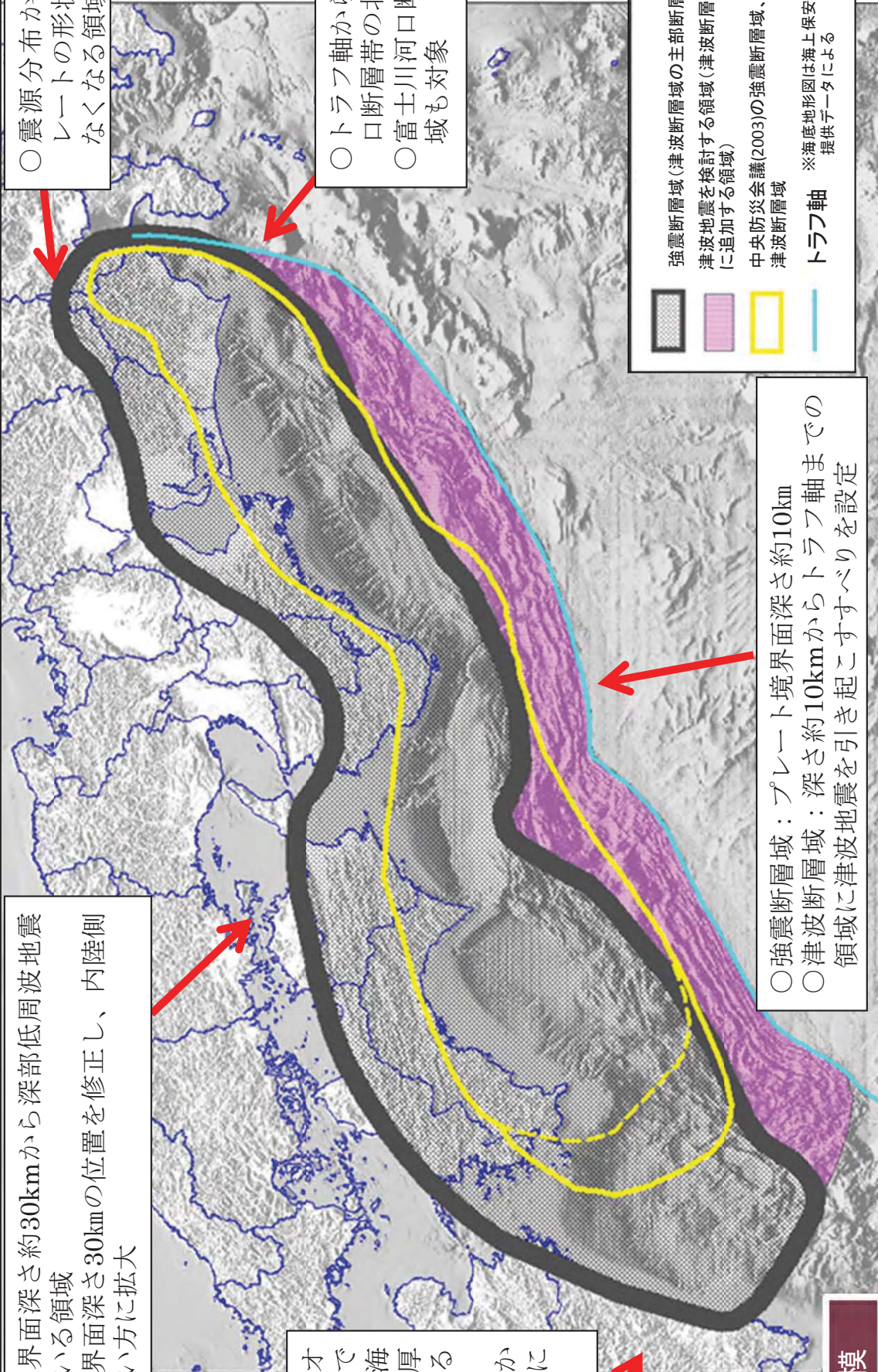
南海トラフの巨大地震の想定震源断層域

○プレート境界面深さ約30kmから深部低周波地震が発生している領域
○プレート境界面深さ30kmの位置を修正し、内陸側のさらに深い方に拡大

○震源分布から見てプレートの形状が明瞭でなくなる領域

○九州・パラオ海嶺付近でフィリピン海プレートが厚くなっている領域
○日向灘北部から南西方向に拡大

○トラフ軸から富士川河口断層帯の北端
○富士川河口断層帯の領域も対象



強震断層域(津波断層域の主要断層)
津波地震を検討する領域(津波断層域に追加する領域)
中央防災会議(2003)の強震断層域、津波断層域
トラフ軸
※海底地形図は海上保安庁提供データによる

○強震断層域：プレート境界面深さ約10km
○津波断層域：深さ約10kmからトラフ軸までの領域に津波地震を引き起こすすべりを設定

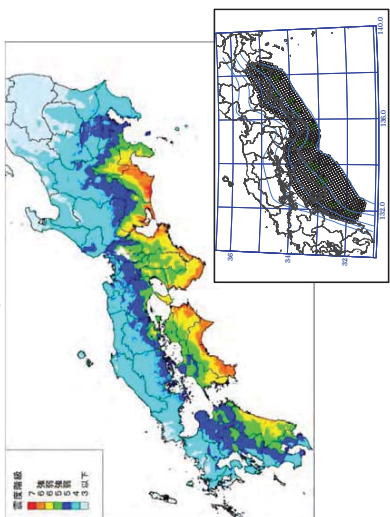
地震の規模

南海トラフの巨大地震		参考		
(津波断層モデル)	(強震断層モデル)	2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 チリ中部地震
約14万km ²	約11万km ²	約10万km ² (約500km × 約200km)	約18万km ² (約1200km × 約150km)	約6万km ² (約400km × 約140km)
9.1	9.0	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al., 2005) [9.0 (理科年表)]	8.7 (Pulido et al., in press) [8.8 (理科年表)]
モーメント マグニチュード Mw				約6.1万km ² 8.7

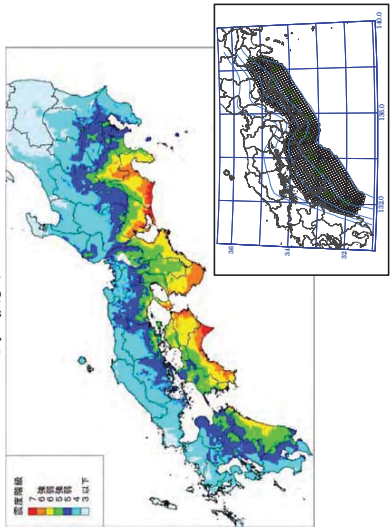
南海トラフの巨大地震による震度分布

強震波形計算による震度分布

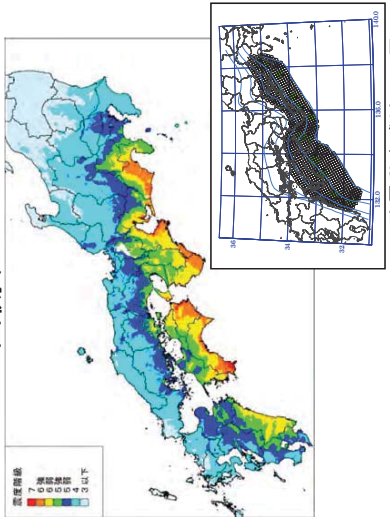
基本ケース



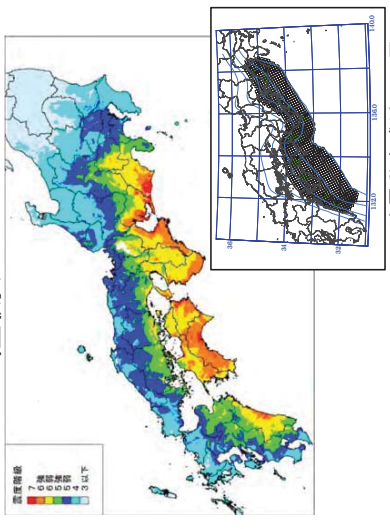
東側ケース



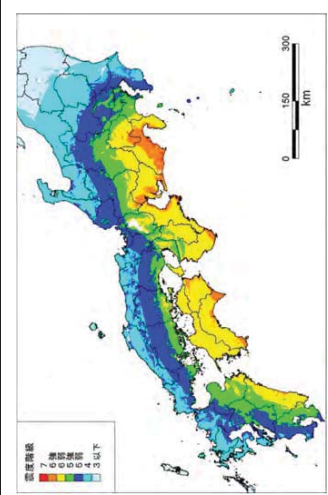
西側ケース



陸側ケース

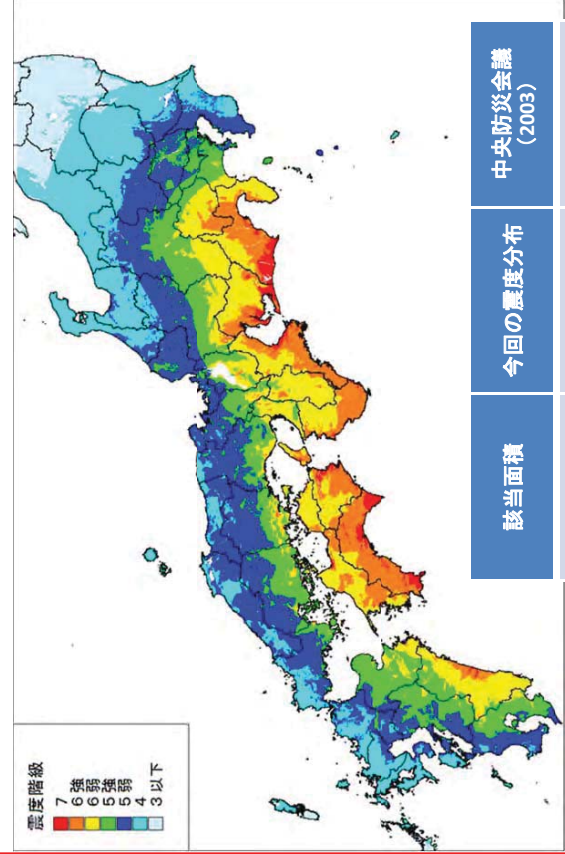


経験的手法による震度分布



【震度の最大値の分布図】

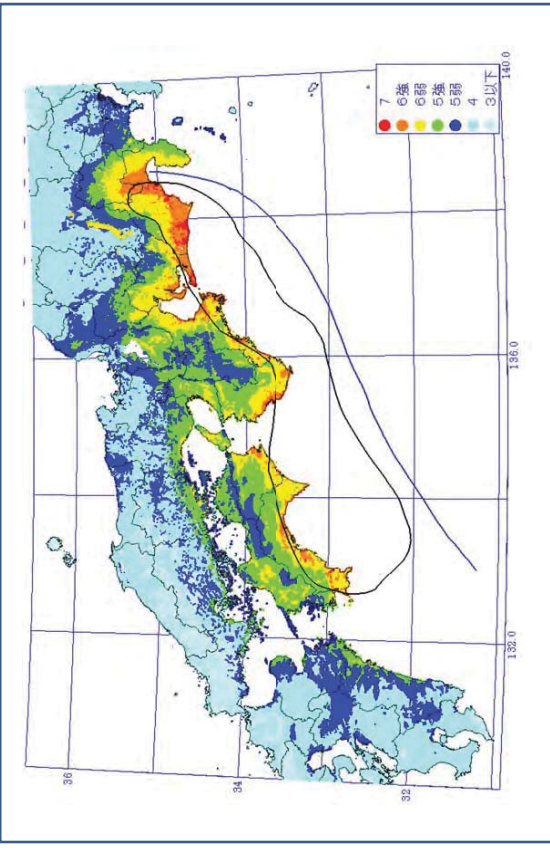
強震波形4ケースと経験的手法の震度の最大値の分布



該当面積	今回の震度分布	中央防災会議 (2003)
震度6弱以上	約7.1万km ²	約2.4万km ²
震度6強以上	約2.9万km ²	約0.6万km ²
震度7	約0.4万km ²	約0.04万km ²

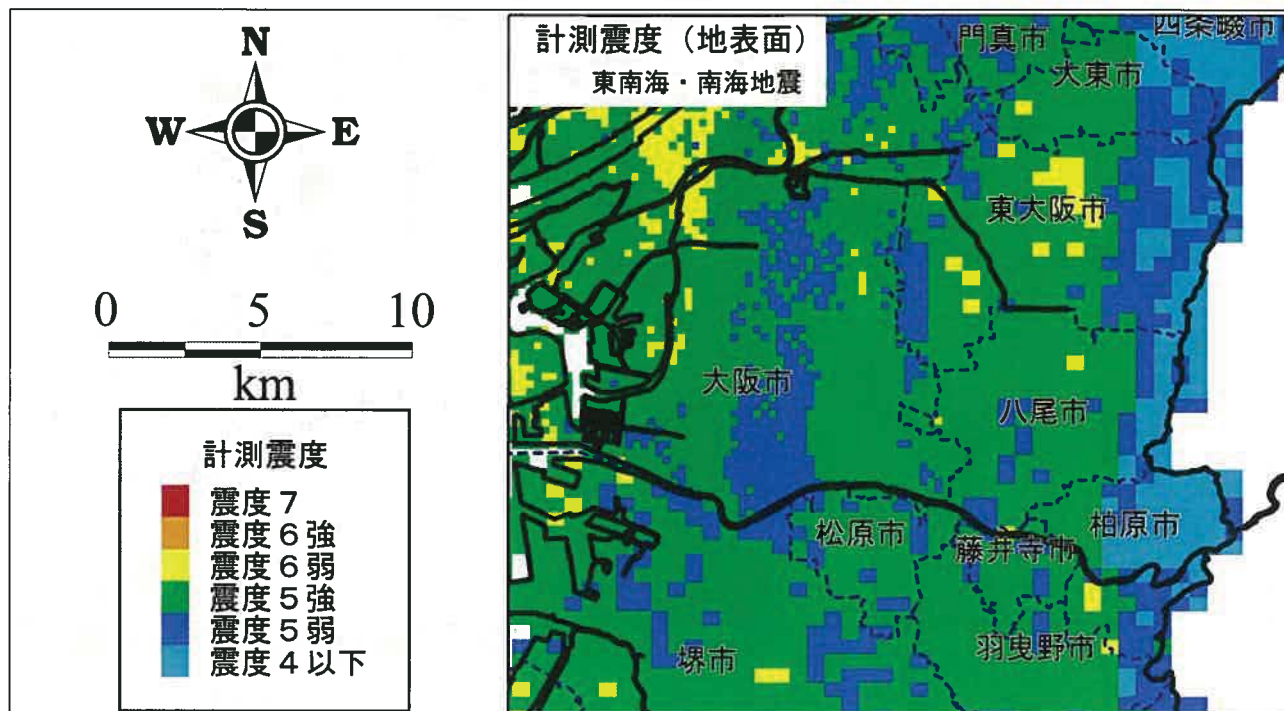
【参考】

中央防災会議(2003)の東海・東南海・南海地震の震度分布図



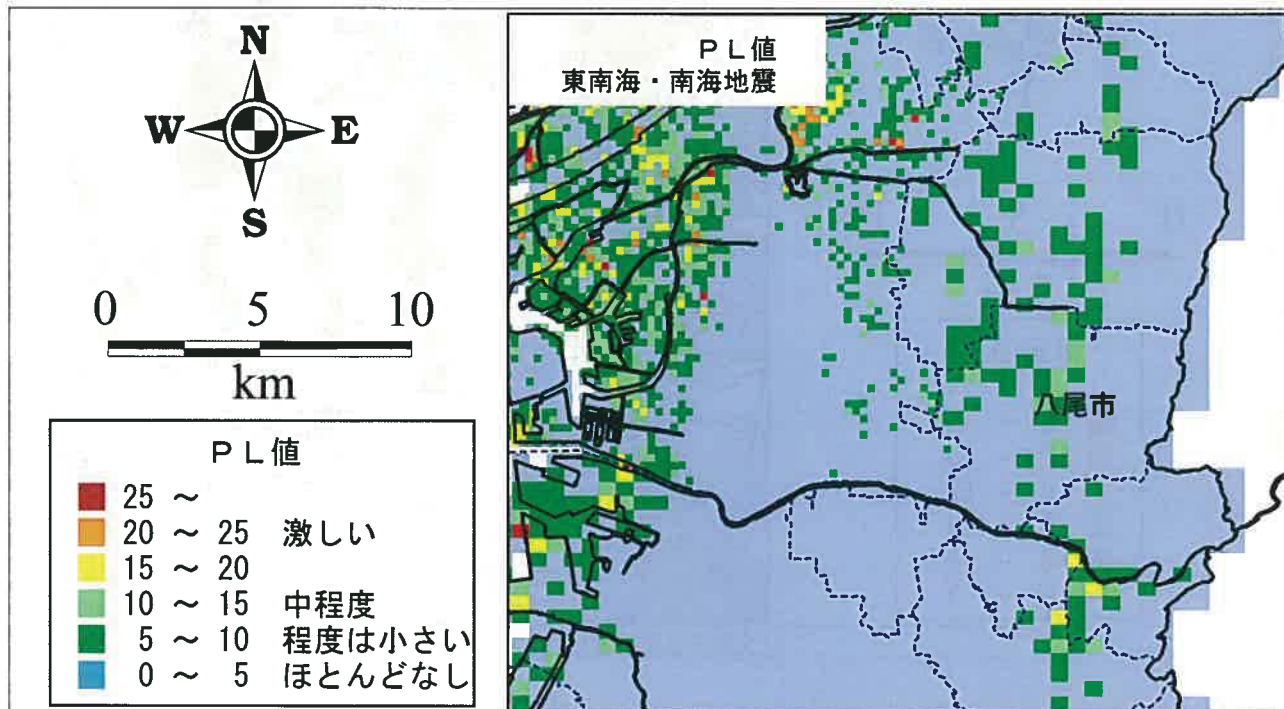
(1) 東南海・南海地震

①計測震度



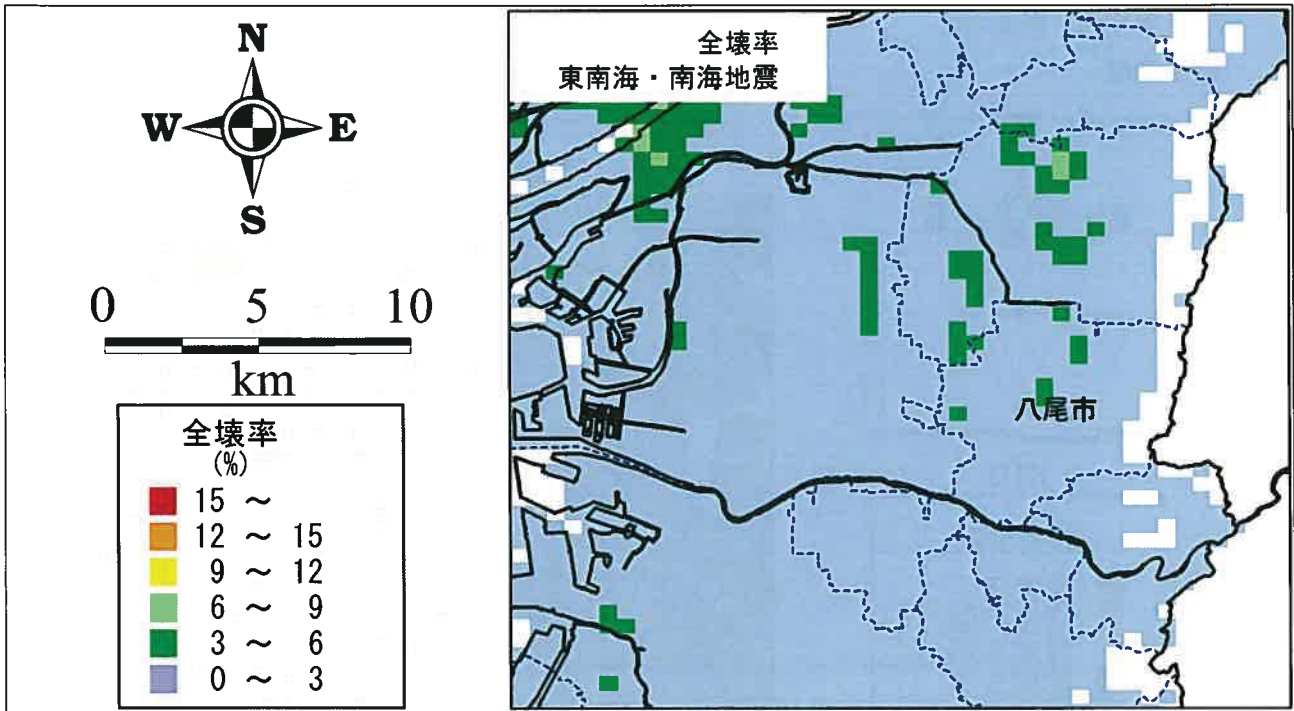
(「大阪府自然災害総合防災対策検討報告書」(平成 19 年 3 月) より)

②液状化の状況



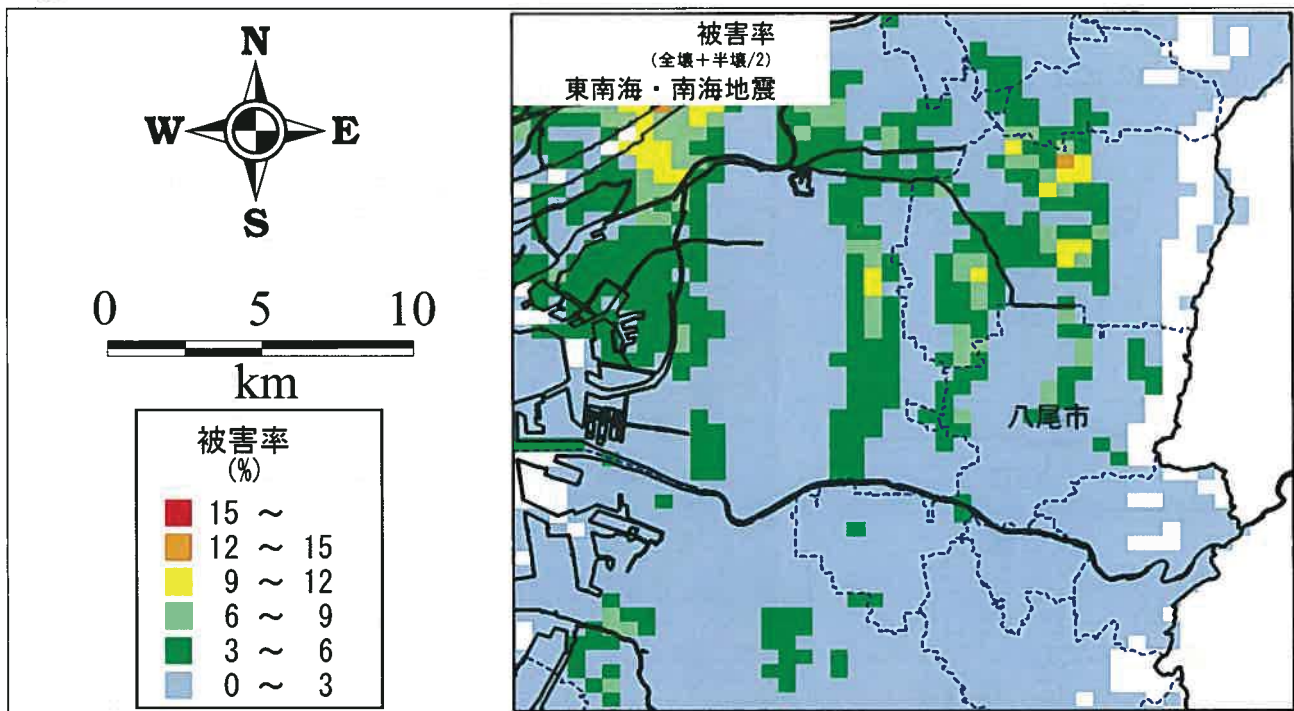
(「大阪府自然災害総合防災対策検討報告書」(平成 19 年 3 月) より)

③全壊率



(「大阪府自然災害総合防災対策検討報告書」(平成19年3月)より)

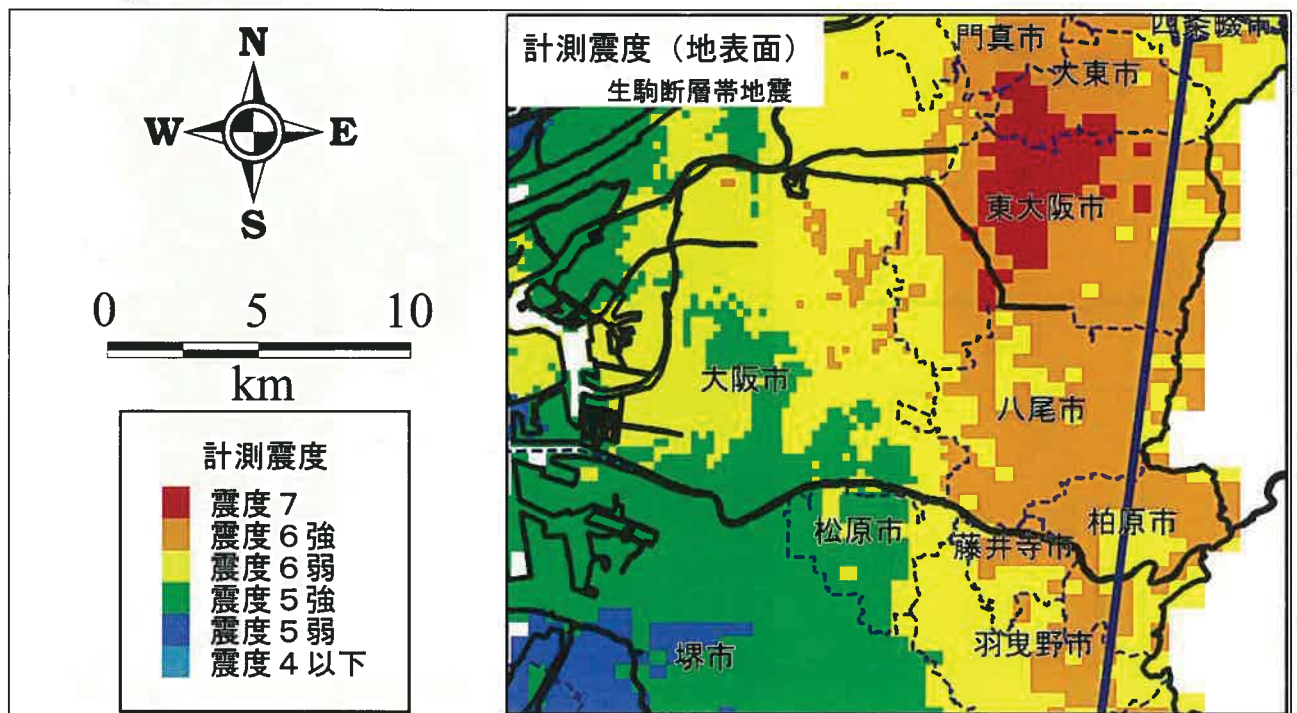
④被害率



(「大阪府自然災害総合防災対策検討報告書」(平成19年3月)より)

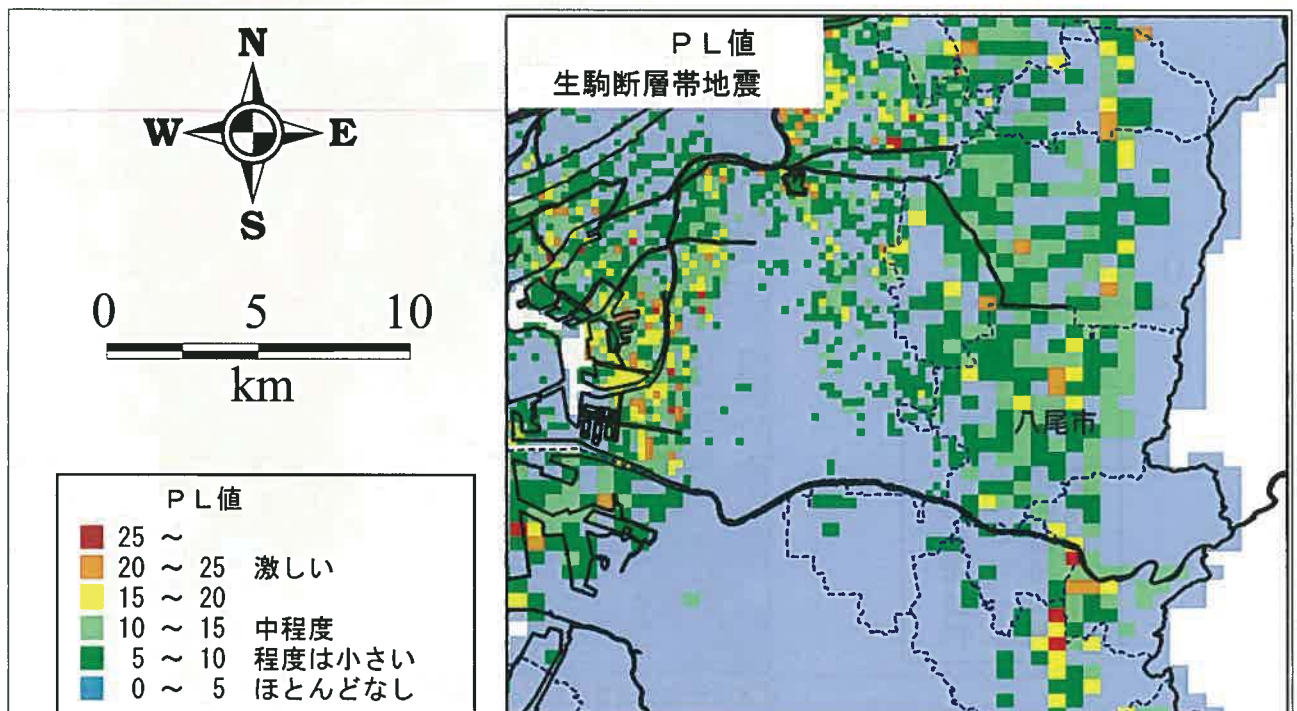
(2) 生駒断層帯地震

①計測震度



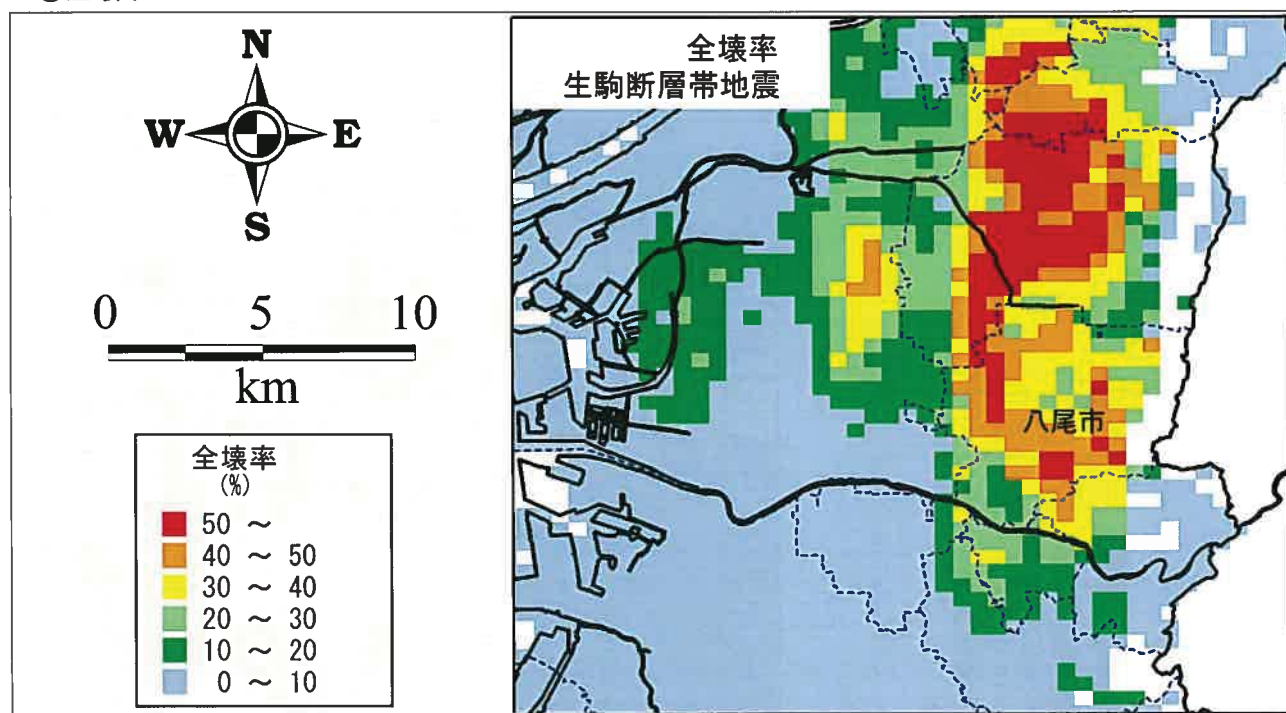
(「大阪府自然災害総合防災対策検討報告書」(平成 19 年 3 月) より)

②液状化の状況



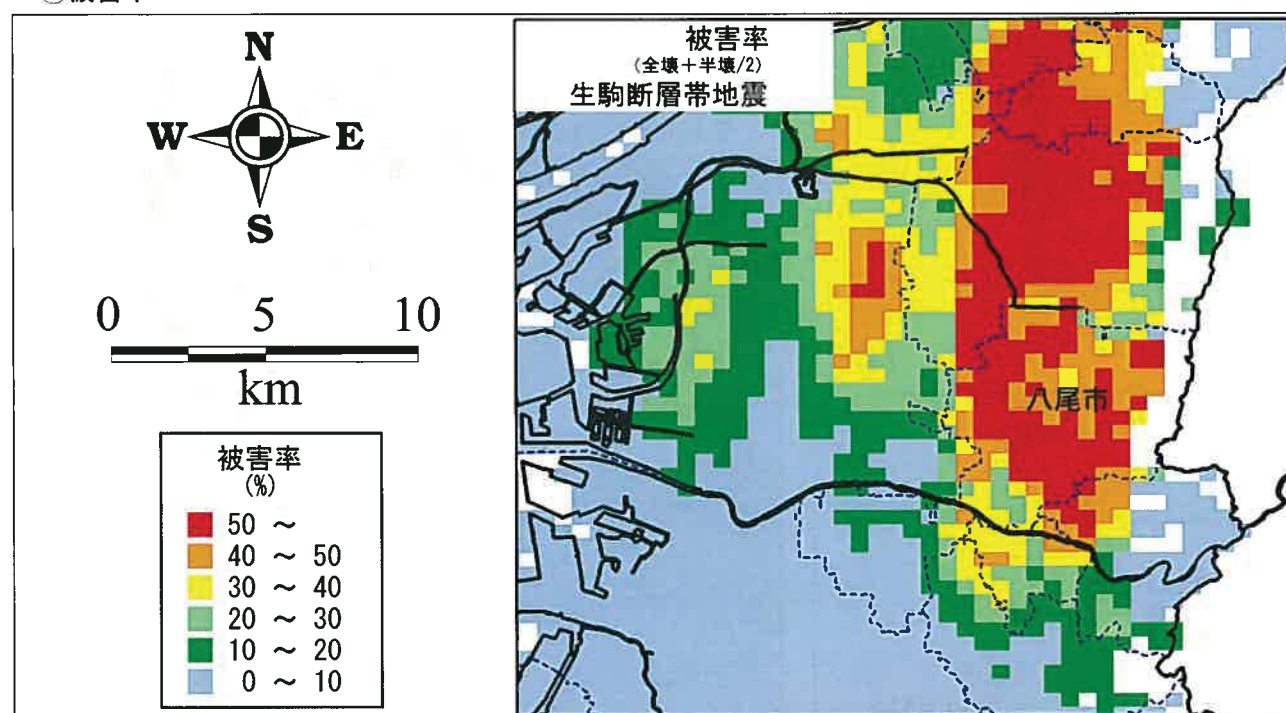
(「大阪府自然災害総合防災対策検討報告書」(平成 19 年 3 月) より)

③全壊率



(「大阪府自然災害総合防災対策検討報告書」(平成 19 年 3 月) より)

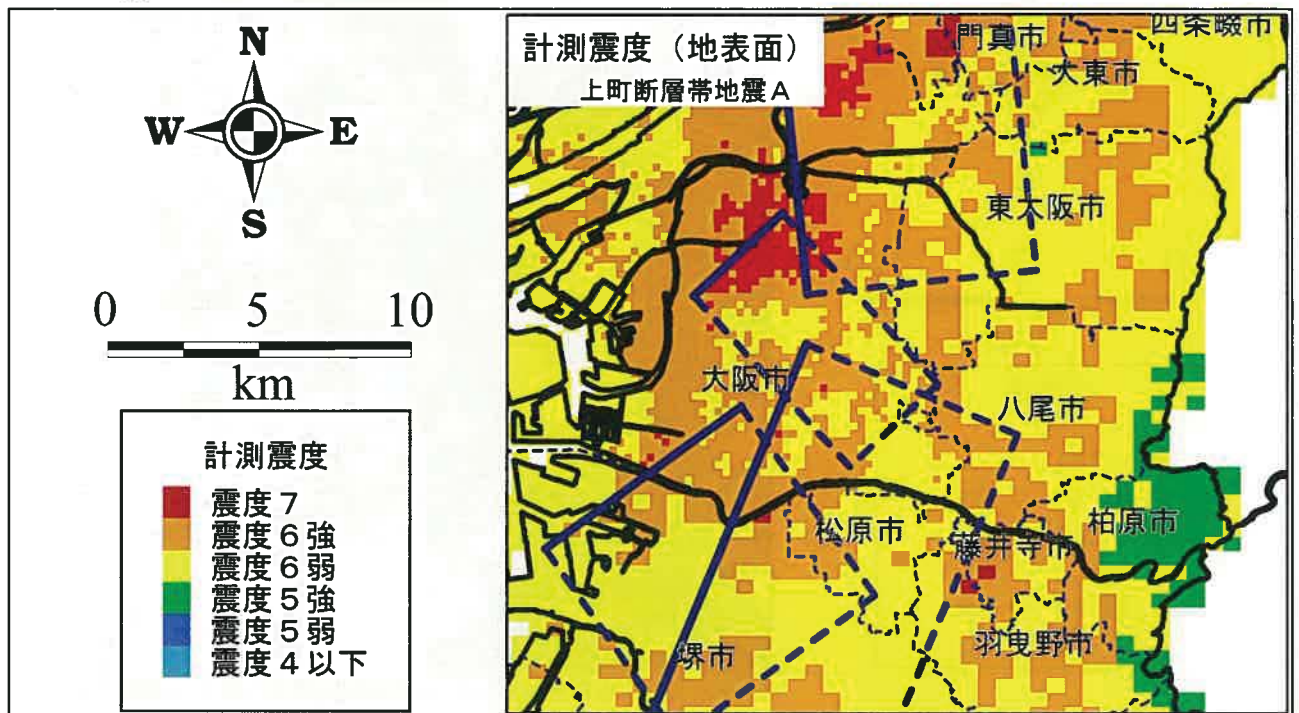
④被害率



(「大阪府自然災害総合防災対策検討報告書」(平成 19 年 3 月) より)

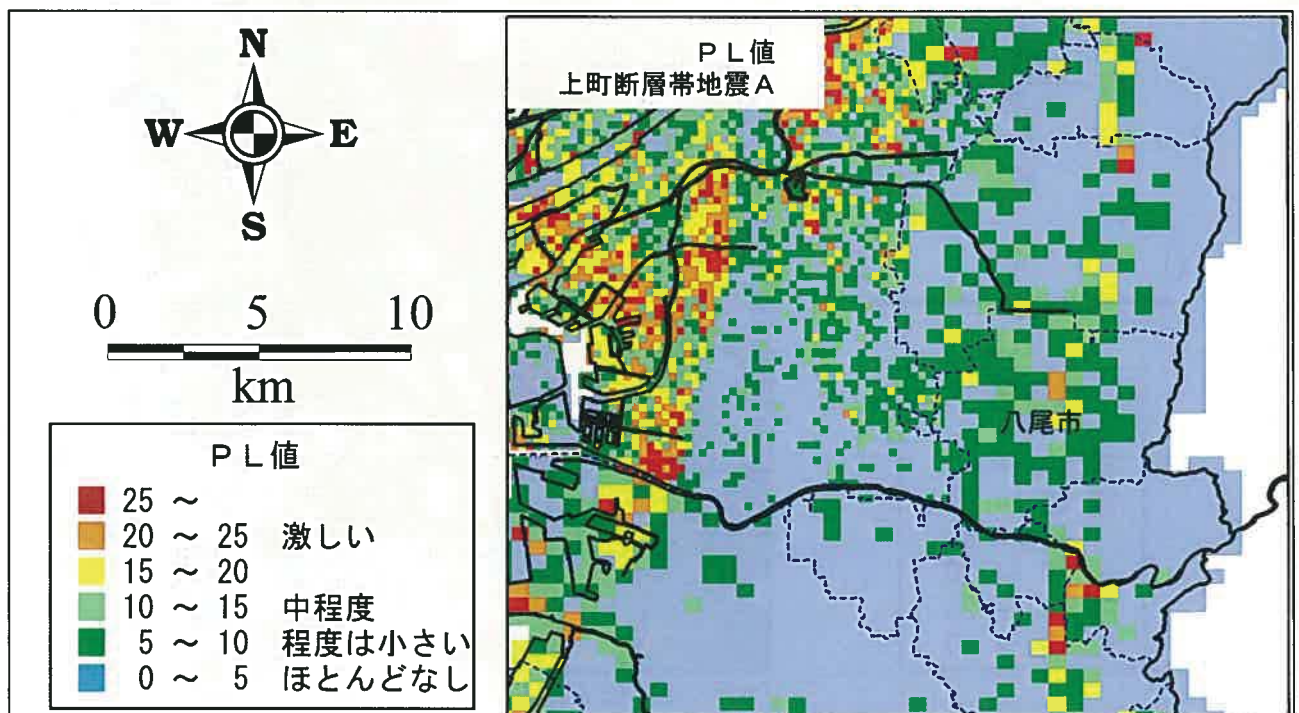
(3) 上町断層帯地震

①計測震度



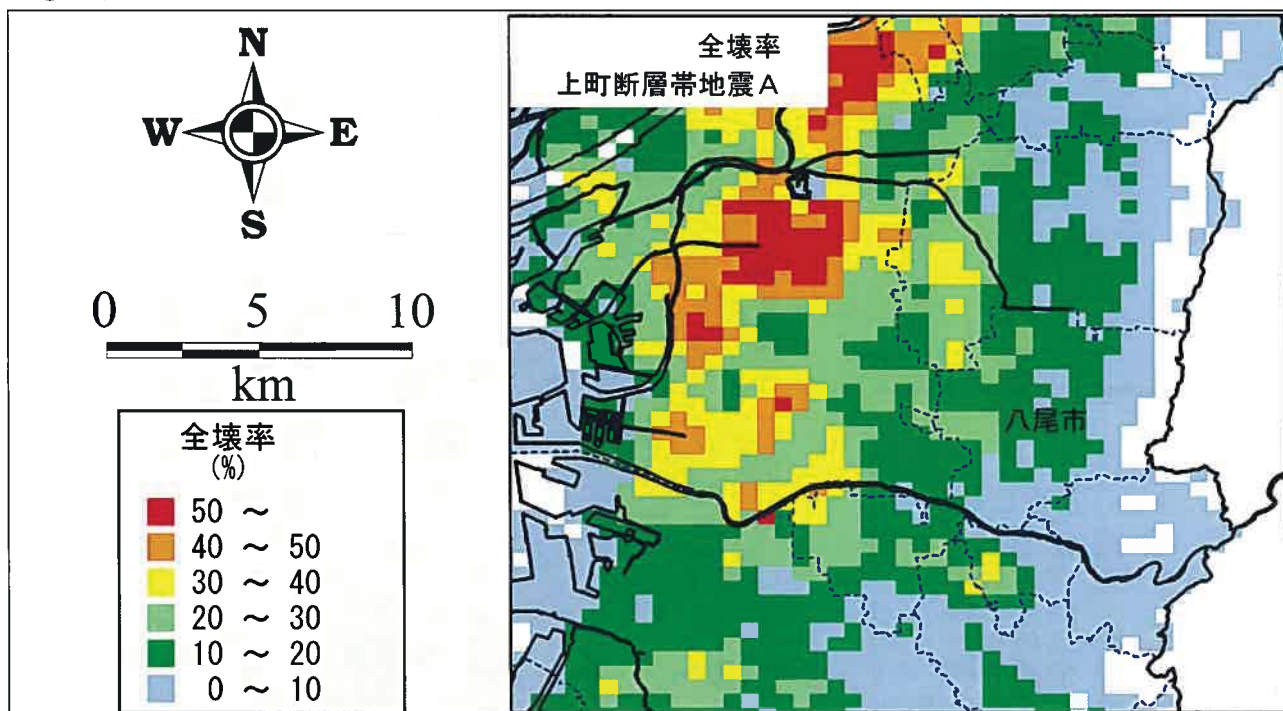
(「大阪府自然災害総合防災対策検討報告書」(平成 19 年 3 月) より)

②液状化の状況



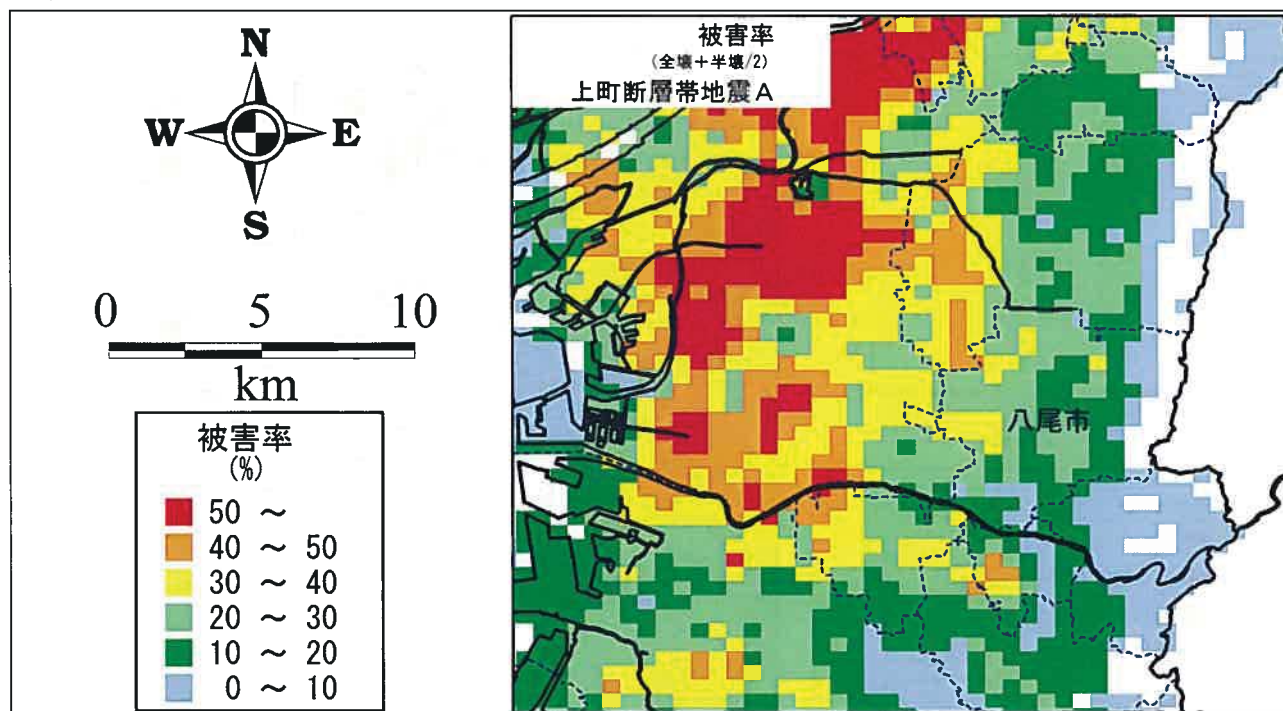
(「大阪府自然災害総合防災対策検討報告書」(平成 19 年 3 月) より)

③全壊率



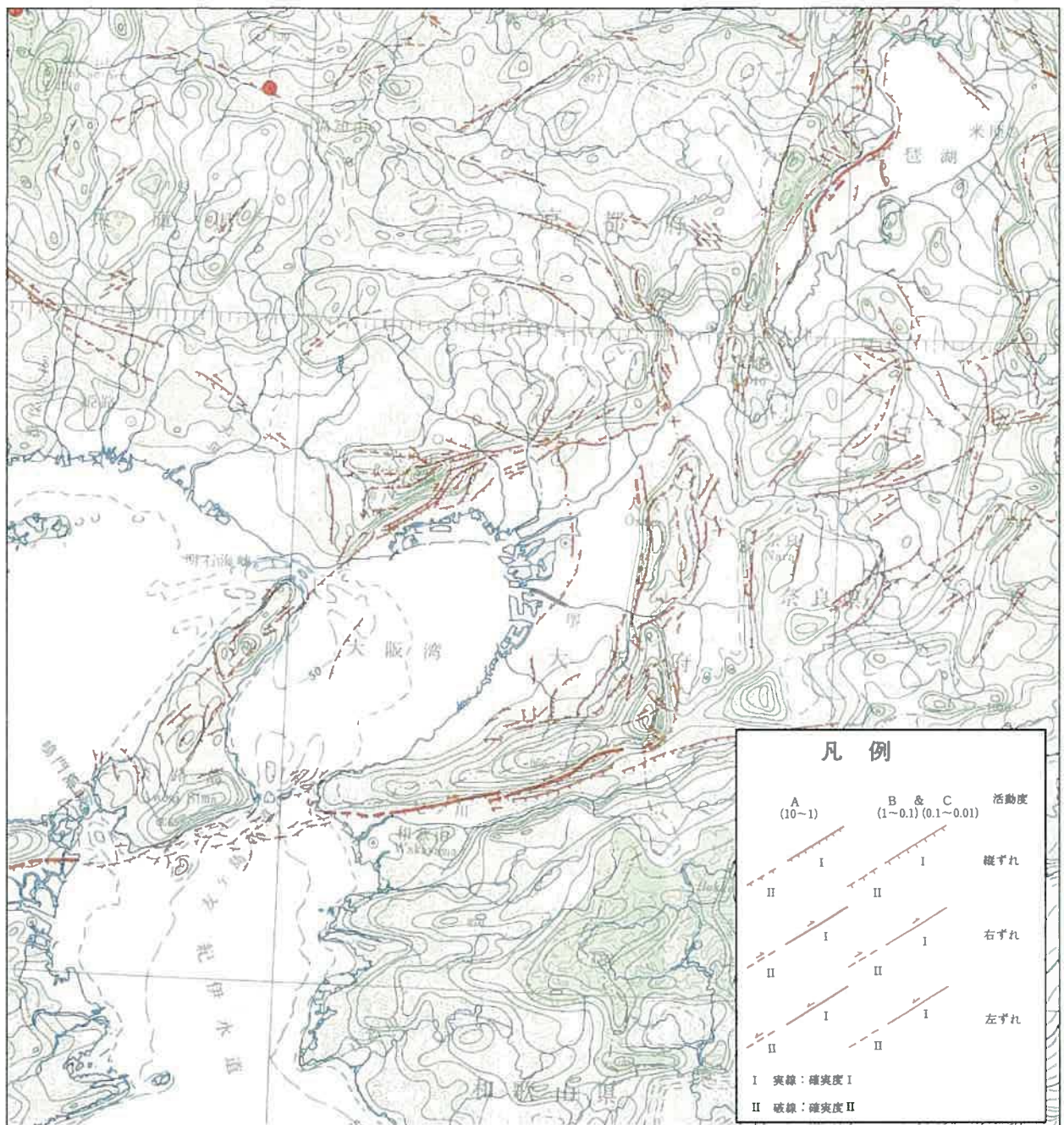
(「大阪府自然災害総合防災対策検討報告書」(平成 19 年 3 月) より)

④被害率



(「大阪府自然災害総合防災対策検討報告書」(平成 19 年 3 月) より)

近畿圏(大阪府周辺)の活断層図



出典：新編 日本の活断層（東京大学出版会）

※なお、最新のデータは、地震調査研究推進本部 HP (<http://www.jishin.go.jp/main/>) より「地震ハザードステーション (<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>)」をご覧ください。

国土交通大臣による基本的な方針の概要

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識をもって取組むことが不可欠。国及び地方公共団体は、こうした取組みをできる限り支援。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時の機能確保の観点からも強力に耐震化の促進。各施設の耐震診断を速やかに行い、リストを作成及び公表し、計画的、重点的な耐震化の促進。

3 法に基づく所管行政庁の指導等の実施

・耐震診断義務付け対象建築物（要安全確認計画記載建築物・要緊急安全確認大規模建築物）の所有者に対し、耐震診断の実施と結果の報告が義務付けられている旨の十分な周知を行う、結果の報告がない場合は、報告を命じ、その旨を公表。また、耐震改修について指導・助言に努め、従わない場合は指示を行い、指示に従わない場合は、その旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については、建築基準法に基づく勧告や命令を実施。

・指示対象建築物の所有者に対し指示対象建築物である旨の周知を行うと共に、所管行政庁は、耐震診断及び耐震改修の指導・助言に努め、従わない場合は指示を行い、指示に従わない場合は、その旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については、建築基準法に基づく勧告や命令を実施。

・特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く）及び既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の指導・助言に努める。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、耐震改修計画の認定、地震に対する安全性に係る認定、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定について、適切かつ速やかな認定に努める。国は、助言・情報提供を実施。

5 所有者等の費用負担の軽減等

地方公共団体は、耐震診断及び耐震改修助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及。密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化などの重点的な取組を実施。国は、助言・情報提供を実施。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

国は、相談窓口を設置すると共に、耐震診断及び耐震改修の実施可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震診断及び耐震改修に関する事例等を公表。併せて、地方公共団体への助言・情報提供等を実施。全ての市町村は、相談窓口の設置に努め、地方公共団体は、耐震改修に関する情報提供の充実を図る。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

国及び地方公共団体は、講習会や研修会を開催、受講促進、受講者の登録・紹介制度の整備に努め、専門家・事業者の資質の向上。また、関係団体と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する調査・研究を実施。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等単位での地震防災対策への取組の推進、NPO との連携や地域の取組み支援、地域ごとの協議会の設置。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体はブロック塀の倒壊防止、窓ガラス・天井等の非構造材の脱落防止対策、地震時のエレベーター内閉じ込め防止対策、エスカレーター脱落防止対策等の実施。また、長周期地震動対策を推進。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成25年の統計調査に基づき、住宅は、耐震化率約82%、多数の者が利用する建築物は、約85%と推計。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

平成32年までに少なくとも95%にすることを目標（平成25年から平成32年までに、住宅の耐震改修は約130万戸、多数の者が利用する建築物の耐震改修は、約3万棟の実施が必要）。さらに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標。また、耐震診断についても、耐震改修と同程度の数の実施が必要。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

既存の建築物について、現行の耐震関係規定への詳細な適合調査や適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、必要な耐震改修を実施。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等や各種メディアを活用した啓発・普及等を促進。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

- ・改正法の施行後速やかに改定。改定に当たっては、各部局との連携及び市町村との調整。施策については所管行政庁と十分な調整。適宜、見直しを行う。
- ・可能な限り建築物の用途ごとに目標を定め、一定期間ごとに目標の検証。特に耐震診断義務付け対象建築物については、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証。また、庁舎、病院、学校等公共建築物の耐震診断の速やかな実施、結果公表、具体的な耐震化の目標を設定し、整備プログラム等の作成。
- ・都道府県、市町村、所有者等との役割分担の考え方、事業方針等の基本的な取組方針と具体的な支援策、環境整備、総合的な安全対策事業の概要等を定める。地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等を積極的に定める。緊急輸送道路、避難路、通学路等避難所と連絡する道路、密集市街地内の道路等を定める、特に緊急輸送道路のうち、避難、救急、緊急物資の輸送等の観点から重要な道路を、沿道建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定める。
- ・詳細な地震防災マップ作成、相談窓口の設置、パンフレット作成・配布、セミナー・講習会開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等の啓発及び知識の普及に係る事業。
- ・法に基づく指導・助言、指示、命令等について、優先的に実施すべき建築物の選定、対応方針、公表方法等。また、公表を行ったにもかかわらず、耐震改修を行わない場合には、建築基準法の規定による勧告、命令等の実施の考え方、方法等。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

- ・可能な限り全ての市町村において、市町村耐震改修促進計画の策定に努める。改定法以前にすでに作成されている市町村は施行後速やかに改定。策定及び改定においては、各部局と連携すると共に、都道府県の耐震化の目標や施策と整合をはかり、地域固有の状況に配慮して作成。適宜見直しを行う。都道府県の目標を踏まえ、目標を設定。町内会との連携策。他は、都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的事項に準ずる。

3 耐震改修計画の認定、地震に対する安全性に係る認定、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定について、所有者への周知、活用促進。

建築物の耐震改修の促進に関する法律

(平成七年十月二十七日)

(法律第二百二十三号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)であるもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物(以下「耐震不明建築物」という。)に限る。)について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路(以下「建築物集合地域通過道路等」という。)に限る。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地に接する通行障害既存耐震不適格建築物(地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(第十四条第三号において「通行障害建築物」という。)であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地に接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震

不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるもの)に限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。) 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物

物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物(第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。)について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定(以下この章において「計画の認定」という。)をすることができる。

- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕(同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。)又は大規模の模様替(同法第十五号に規定する大規模の模様替をいう。)をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画(二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。)に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

- 四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物(建築基準法第二条第九号の

二に規定する耐火建築物をいう。)である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第八項において「容積率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第九項において「建ぺい率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第

二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分(以下この項において「建築物等」という。)については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。

- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。

- 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

第十八条 計画の認定を受けた者(第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画(前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に係る建築物(以下「計画認定建築物」という。)の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という。)、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。))に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二條第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物(二以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。))が存する建築物をいう。以下同じ。))の管理者等(同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者(管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者)又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。))は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物(以下「要耐震改修認定建築物」という。))の耐震改修が建物の区分

所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章 建築物の耐震改修に係る特例

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

- 第二十八条** 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。)の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。
- 2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法(平成三年法律第九十号)第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借(国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。)としなければならない。
 - 3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)第二十八条第二項の規定」とする。

(機構の業務の特例)

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物(同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。)の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

(公社の業務の特例)

第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)第三十条第一項に規定する業務」とする。

(独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮)

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第八章 耐震改修支援センター

(耐震改修支援センター)

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務(以下「支援業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター(以下「センター」という。)として指定することができる。

一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

第三十三条 国土交通大臣は、前条の規定による指定(以下単に「指定」という。)をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変

更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第三十五条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務(以下「債務保証業務」という。)のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

第三十六条 センターは、債務保証業務に関する規程(以下「債務保証業務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第三十七条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十八条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

第三十九条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で

定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

第四十一条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第四十二条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。
- 二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
- 三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。
- 四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
- 五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
- 六 不正な手段により指定を受けたとき。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第九章 罰則

第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十二條第四項の規定に違反して、表示を付した者
- 三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の

記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

五 第三十九条第二項の規定に違反した者

六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、

前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

緊急交通路

	路 線 名	区 間
広域緊急交通路	近畿自動車道	全線
	大阪中央環状線	池田市～堺市
	170号	高槻市～泉佐野市
	25号	柏原市～梅田新道
	旧大阪中央環状線	太子堂（R25）～八尾空港
	大阪港八尾線	八尾土木事務所（府民センター）～神武町（中環）
	木ノ本田井中線 大正第434号線	南木の本（旧中環）～田井中（中部広域防災拠点）
地域緊急交通路	国道 旧170号	楽音寺（東大阪市境）～南高安出張所～神宮寺（柏原市境）
	府道 大阪港八尾線	府民センター～服部川（旧170号）
	府道 八尾枚方線	幸町（東大阪市境）～宮町（旧中環）
	府道 八尾道明寺線	新家町（中環）～相生町（R25）～志紀出張所～弓削町南（外環）
	府道 八尾茨木線	山本町北（東大阪市境）～山本出張所～柏村町（外環）
	府道 旧大阪中央環状線	久宝寺（大阪八尾）～竜華出張所～東太子（R25） 八尾空港～大正橋（藤井寺市境）
	府道 大阪八尾線	東久宝寺（中環）～久宝寺（旧中環）
	市道 若林沼線	若林町（中環）～大正出張所～沼（170号）
	市道 木ノ本田井中線	田井中（大正第434）～田井中（八尾道明寺線）
	府道 柏村南本町線	八尾木（八尾道明寺線）～曙川出張所～柏村町（八尾茨木線）
	市道 楠根上尾線	山本町北（八尾茨木線）～外環～楽音寺（旧170号）
	市道 高安第66号線	
	市道 上之島大竹線	
	市道 高安第3号線	山本町北（八尾茨木線）～楽音寺（北部低区配水池）
	市道 高安第68号線	
	市道 弥刀上之島線	宮町（旧中環）～山本町北（八尾茨木線）
	市道 八尾第400号線	本町（近鉄八尾駅）～本町（市役所）～陽光園（安中小）～安中町（八尾停車場線） 高町（八尾警察署）～光南町（西郷植松線）
	市道 八尾第238号線	
	市道 西郷植松線	
	市道 八尾第241号線	本町（市役所）～本町（八尾枚方線）
	市道 八尾第470号線	
	市道 八尾第401号線	光町（弥刀上之島線）～南本町（大阪港八尾線）
	市道 八尾第184号線	
	市道 太子堂長吉線	太子堂（R25）～跡部南の町（大阪市境）
	府道 八尾停車場線	亀井町（中環）～安中町（JR八尾駅）～光南町（水道局）
	市道 竜華第45号線	
	市道 竜華第16号線	
	市道 竜華第166号線	
	市道 竜華第98号線	

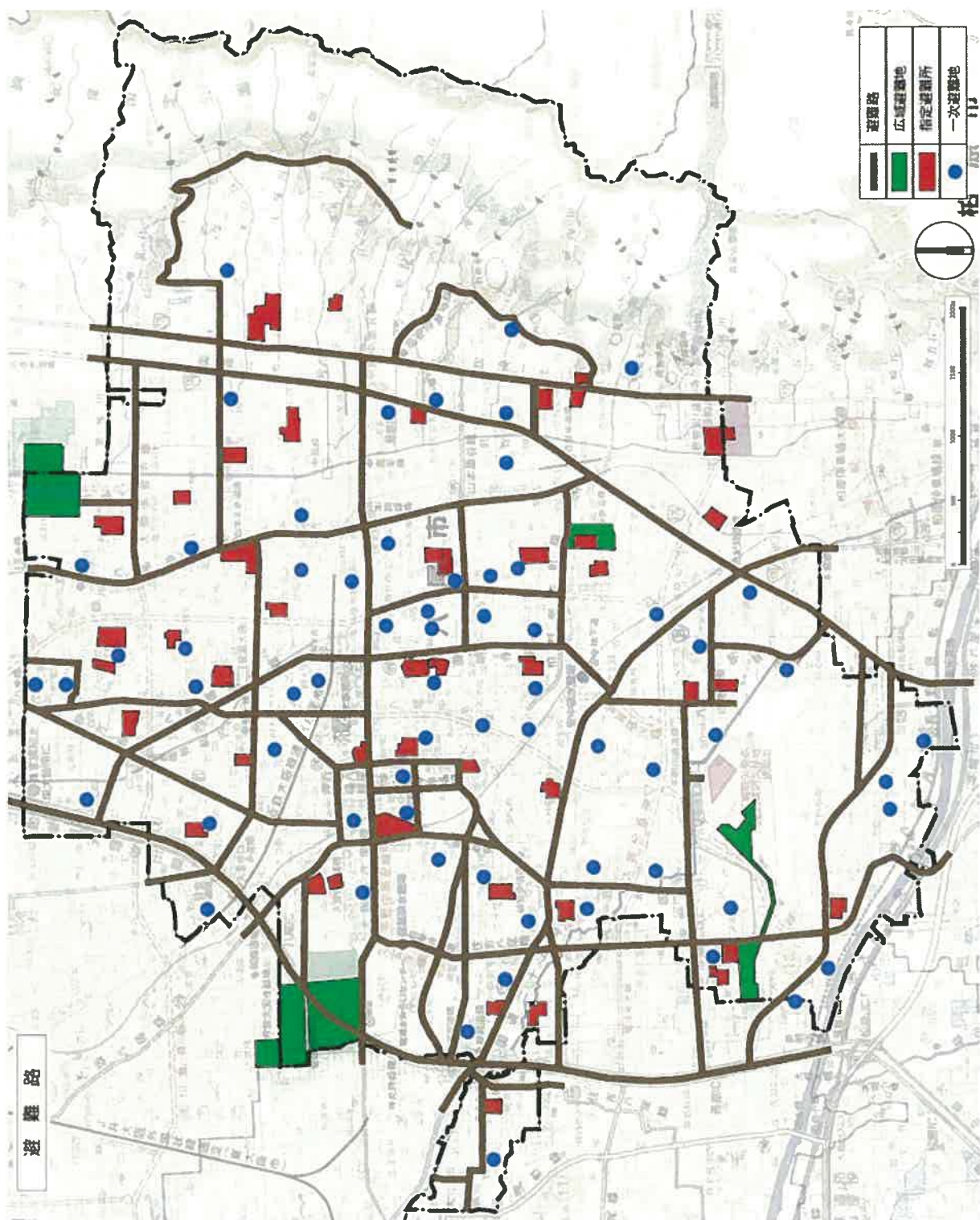
	路 線 名	区 間
地 域 緊 急 交 通 路	市道 八尾第519号線	青山町（八尾道明寺線）～山本町南（八尾茨木線）
	市道 山本第403号線	小阪合町（大阪港八尾線）～八尾木（柏村南本町線）
	市道 山本第404号線	
	市道 曙川第177号線	
	市道 曙川第178号線	
	市道 竜華第135号線	南植松町（R25）～竜華火葬場
	市道 久宝寺第13号線	西久宝寺（中環）～久宝寺出張所～久宝寺（大阪八尾線）
	市道 東高安安中線	恩智中町（旧170号）～垣内（低区配水池）～黒谷（東高安停車場線）
	市道 高安第3号線	服部川（外環）～高安出張所～水越
	市道 高安第18号線	
	市道 高安第22号線	
	市道 山本第67号線	福栄町（楠根上尾線）～上之島大竹北（上之島大竹線）
	市道 志紀第22号線	志紀町（R25）～志紀町西（八尾道明寺線）
	市道 南高安第118号線	垣内（外環）～恩智北町（旧170号）
	市道 西郡第30号線	幸町（八尾枚方線）～高砂町（東大阪市境）
	市道 八尾西郡線	幸町（八尾枚方線）～西郡出張所
	市道 西郡第14号線	
	市道 八尾東住吉線	竹洲東（R25）～竹洲出張所～竹洲東（大阪市境）
	市道 竜華第3号線	
	府道 住吉八尾線	植松町（JR 淀川踏切）～北亀井町西（大阪中央環状線）
	市道 竜華第16号線	
	市道 竜華第367号線	本町（八尾第470号線）～本町（大阪港八尾線）
	市道 八尾第149号線	
	市道 八尾第246号線	萱振町（八尾道明寺線）～小畑町（八尾茨木線） 桂町（萱振福万時線）～桂町（桂青少年会館）
	市道 萱振福万寺線	
	市道 楠根上尾線	
	市道 西郡第43号線	
	市道 志紀第43号線	志紀町西（八尾道明寺線）～志紀町西（八尾道明寺線）
	府道 住吉八尾線	南久宝寺（大阪港八尾線）～太子堂（R25）～大阪市域～南木の本（旧中環）
	市道 竜華第316号線	
	市道 大正第372号線	
	市道 竜華第166号線	植松町（竜華第16号線）～植松町（旧中環）
	市道 大正第1号線	西木の本（旧中環）～西木の本（大阪市境）
	市道 大正第81号線	太田新町（若林沼線）～太田新町（八尾道明寺線）
	市道 志紀第3号線	田井中（八尾道明寺線）～田井中（八尾空港）

避難路

	路 線 名	区 間	備 考
府道	大阪中央環状線	新家町（東大阪市境）～南亀井町（大阪市境）	
国道	170号（外環）	西高安町（東大阪市境）～弓削町南（柏原市境）	
国道	25号	南亀井町（大阪市境）～志紀町南（柏原市境）	亀井本郷線
府道	八尾枚方線	幸町（東大阪市境）～宮町（旧中環）	
府道	大阪港八尾線	神武町（中環）～服部川（旧170号）	平野中高安線
国道	旧170号	楽音寺（東大阪市境）～神宮寺（柏原市境）	
府道	八尾道明寺線	新家町（中環）～相生町（R25）～弓削町南（外環）	萱振曙川線
府道	八尾茨木線	山本町北（東大阪市境）～柏村町（外環）	玉串柏村線
府道	旧大阪中央環状線	久宝寺（大阪八尾）～八尾空港～大正橋（藤井寺市境）	
府道	大阪八尾線	東久宝寺（中環）～久宝寺（旧中環）	
市道	若林沼線	若林町（中環）～沼（外環）	
市道	木ノ本田井中線	南木の本（旧中環）～田井中（八尾道明寺線）	
市道	大正寺434号線	田井中（木の本田井中線）～田井中（中部広域防災拠点）	
府道	柏村南本町線	八尾木（八尾道明寺線）～柏村町（八尾茨木線）	安中山ノ井線
市道	楠根上尾線	山本町北（八尾茨木線）～西高安町（外環）	
市道	上之島大竹線	山本町北（八尾茨木線）～外環～水越（高安第3号線）	
市道	弥刀上之島線	宮町（旧中環）～山本町北（八尾茨木線）	
市道	八尾第400号線	光町（八尾第401号線）～近鉄八尾駅～市役所～安中小～安中（八尾停車場線） 高町（八尾警察署）～光南町（西郷植松線）	光町久宝寺線 安中教興寺線 渋川南本町線
市道	西郷植松線		
市道	八尾第241号線		
市道	八尾第238号線		
市道	八尾第465号線	北本町（弥刀上之島線）～萱振町（八尾西郡線）	八尾中央線
市道	八尾第470号線	本町（第400号線）～本町（旧中環）	光町久宝寺線
市道	八尾第401号線	光町（弥刀上之島線）～南本町（大阪港八尾線）	八尾中央線
市道	八尾第184号線		
市道	太子堂長吉線	太子堂（R25）～跡部南の町（大阪市域）	
府道	八尾停車場線	光南町（大阪港八尾線）～JR八尾駅～亀井町（中環）	安中教興寺線 亀井八尾停車場線
市道	竜華第45号線		
市道	竜華第16号線		
市道	竜華第166号線		
市道	竜華第98号線	小阪合町（大阪港八尾線）～八尾木（柏村南本町線）	東大阪中央線
市道	山本第403号線		
市道	山本第404号線		
市道	曙川第177号線		
市道	曙川第178号線	中田（八尾道明寺線）～山本高安町（八尾茨木線）	安中教興寺線
市道	曙川第164号線		
市道	曙川第2号線		
市道	山本第203号線		

	路 線 名	区 間	備 考
市道	山本第557号線	福万寺北（恩智川治水緑地）～福万寺町（楠根上尾線）	
府道	東高安停車場線	郡川（旧170号）～黒谷（近鉄信貴山口駅）	
市道	久宝寺第13号線	西久宝寺（中環）～久宝寺（大阪八尾線）	加美久宝寺線
市道	志紀第3号線	田井中（八尾道明寺線）～田井中（八尾空港）	
市道	志紀第22号線	志紀町（R25）～志紀町西（八尾道明寺線）	
市道 市道 市道	八尾西郡線 西郡第14号線 西郡第16号線	泉町（西郡第30号線）～萱振町（八尾第465号線） 幸町（八尾西郡線）～西郡出張所～高砂町（西郡第30号線）	
市道 府道 市道 市道 市道	八尾東住吉線 住吉八尾線 竜華第3号線 竜華第4号線 竜華第293号線	竹湊東（R25）～竹湊東（住吉八尾線） 竹湊東（八尾東住吉線）～竹湊西（平野川・大阪市境）	
市道	大正第1号線	西木の本（旧中環）～西木の本（大阪市境）	大阪八尾線
市道	大正第81号線	太田新町（若林沼線）～太田新町（八尾道明寺線）	
市道 市道	竜華第16号線 竜華第367号線	植松町（JR渋川踏切）～北亀井町西（大阪中央環状線）	
市道	東高安中線	恩智中町（旧170号）～黒谷（東高安停車場線）	
府道 市道 市道	住吉八尾線 竜華第316号線 大正第372号線	南久宝寺（大阪港八尾線）～太子堂（R25）～大阪市域～ 南木の本（旧中環）	久宝寺太田線
市道 市道 市道	高安第3号線 高安第68号線 高安第114号線	大竹（上之島大竹線）～神立（八尾市神立配水池）～服部川 （神光寺）	
市道	南高安第118号線	垣内（170号）～垣内（旧170号）	

（注）備考欄は都市計画道路名。



民間建築物の耐震診断・耐震設計・耐震改修・除却補助の補助件数

年 度	診 断			設 計	改 修	除 却	担当課
	戸建住宅	長屋住宅	特定既存 耐震不適格 建築物	木造住宅	木造住宅	木造住宅	
平成 9年度	0	0	0	－	－	－	建築指導課
平成10年度	1	0	0	－	－	－	建築指導課
平成11年度	0	0	0	－	－	－	建築指導課
平成12年度	0	0	1	－	－	－	建築指導課
平成13年度	0	0	1	－	－	－	建築指導課
平成14年度	5	0	0	－	－	－	建築指導課
平成15年度	6	0	1	－	－	－	建築指導課
平成16年度	23	0	0	－	－	－	建築指導課
平成17年度	27	0	0	－	－	－	建築指導課
平成18年度	21	1 (2)	3	－	－	－	建築指導課
平成19年度	24	0	1	－	－	－	建築指導課
平成20年度	29	1 (4)	0	－	2	－	都市計画課
平成21年度	57	0	1	－	2	－	都市計画課
平成22年度	32	0	0	－	3	－	都市計画課
平成23年度	109	8 (20)	0	24 (25)	21	3	都市政策課
平成24年度	98	1 (2)	0	16	13	5	都市政策課
平成25年度	93	4 (7)	0	36(37)	37	5	審査指導課
平成26年度	77	5(8)	1	14	16	5	審査指導課
平成27年度	73	2(3)	1	21(22)	21(22)	10	審査指導課
合 計	675	22(46)	10	111(114)	115 (116)	28	

※ () 内の数値は、戸数を示す。

八尾市公共建築物の耐震化率推移

	公共建築物	耐震性能を 満たしているもの	耐震化率
平成19年4月現在 (八尾市耐震改修促進計画策定時)	504	137	27.2%
平成20年12月現在 (第1回公表時)	317	128	40.4%
平成22年4月現在 (第2回公表時)	317	143	45.1%
平成23年4月現在 (第3回公表時)	327	169	51.7%
平成24年4月現在 (第4回公表時)	327	184	56.3%
平成25年4月現在 (第5回公表時)	322	199	61.8%
平成26年4月現在 (第6回公表時)	322	224	69.6%
平成27年4月現在 (第7回公表時)	319	258	80.9%

平成20年12月現在 の耐震化率の内訳	耐震性能	A	B	C	未診断 その他	計
	建物の種類					
	公 共 建 築 物	54 (66.7%)	5 (6.2%)	2 (2.5%)	20 (24.7%)	81
	市 営 住 宅	29 (40.3%)	30 (41.7%)	8 (11.1%)	5 (6.9%)	72
	学 校 園	45 (27.4%)	12 (7.3%)	4 (2.4%)	103 (62.8%)	164
	合 計	128 (40.4%)	47 (14.8%)	14 (4.4%)	128 (40.4%)	317

平成22年4月現在 の耐震化率の内訳	耐震性能	A	B	C	未診断 その他	計
	建物の種類					
	公 共 建 築 物	56 (69.1%)	6 (7.4%)	2 (2.5%)	17 (21.0%)	81
	市 営 住 宅	30 (41.1%)	30 (41.1%)	7 (9.6%)	6 (8.2%)	73
	学 校 園	57 (35.0%)	38 (23.3%)	21 (12.9%)	47 (28.8%)	163
	合 計	143 (45.1%)	74 (23.3%)	30 (9.5%)	70 (22.1%)	317

平成23年4月現在 の耐震化率の内訳	耐震性能	A	B	C	未診断 その他	計
	建物の種類					
	公 共 建 築 物	60 (75.0%)	8 (10.0%)	2 (2.5%)	10 (12.5%)	80
	市 営 住 宅	30 (41.7%)	30 (41.7%)	7 (9.7%)	5 (6.9%)	72
	学 校 園	79 (45.1%)	70 (40.0%)	24 (13.7%)	2 (1.1%)	175
	合 計	169 (51.7%)	108 (33.0%)	33 (10.1%)	17 (5.2%)	327

平成24年4月現在 の耐震化率の内訳	耐震性能	A	B	C	未診断 その他	計
	建物の種類					
	公 共 建 築 物	62 (77.5%)	10 (12.5%)	2 (2.5%)	6 (7.5%)	80
	市 営 住 宅	31 (43.1%)	30 (41.7%)	6 (8.3%)	5 (6.9%)	72
	学 校 園	91 (52.0%)	65 (37.1%)	19 (10.9%)	0 (0.0%)	175
	合 計	184 (56.3%)	105 (32.1%)	27 (8.3%)	11 (3.4%)	327

平成25年4月現在 の耐震化率の内訳	耐震性能	A	B	C	未診断 その他	計
	建物の種類					
	公 共 建 築 物	64 (80.0%)	8 (10.0%)	2 (2.5%)	6 (7.5%)	80
	市 営 住 宅	33 (49.3%)	29 (43.3%)	5 (7.5%)	0 (0.0%)	67
	学 校 園	102 (58.3%)	56 (32.0%)	17 (9.7%)	0 (0.0%)	175
	合 計	199 (61.8%)	93 (28.9%)	24 (7.5%)	6 (1.9%)	322

平成26年4月現在 の耐震化率の内訳	耐震性能	A	B	C	未診断 その他	計
	建物の種類					
	公 共 建 築 物	66 (82.5%)	7 (8.8%)	1 (1.3%)	6 (7.5%)	80
	市 営 住 宅	34 (50.7%)	30 (44.8%)	3 (4.5%)	0 (0.0%)	67
	学 校 園	124 (70.9%)	44 (25.1%)	7 (4.0%)	0 (0.0%)	175
	合 計	224 (69.6%)	81 (25.2%)	11 (3.4%)	6 (1.9%)	322

平成27年4月現在 の耐震化率の内訳	耐震性能	A	B	C	未診断 その他	計
	建物の種類					
	公 共 建 築 物	69 (87.3%)	7 (8.9%)	1 (1.3%)	2 (2.5%)	79
	市 営 住 宅	34 (52.3%)	28 (43.1%)	3 (4.6%)	0 (0.0%)	65
	学 校 園	155 (88.6%)	18 (10.3%)	2 (1.1%)	0 (0.0%)	175
	合 計	258 (80.9%)	53 (16.6%)	6 (1.9%)	2 (0.6%)	319

(小学校)

学校名	施設名	構造	建築年度	耐震性能	補強	補強年度	補強予定	改築予定	備考
八尾小学校	西側教室棟	RC	昭和33・41年度	B	済	平成26年度			
	北側教室棟	RC	昭和47・48年度	C	済	平成24・25年度			
	東側特別教室棟	S	平成11年度	A					新耐震基準
	屋内運動場	RC	昭和54年度	A	済	平成23年度			
山本小学校	北側教室棟	RC	昭和53年度	A	済	平成23年度			
	屋内運動場	RC	昭和55年度	A	済	平成24年度			
用和小学校	北側教室棟	RC	昭和39・40・41年度	A	済	平成11年度			
	南側教室棟	RC	昭和53年度	B	済	平成27年度			
	屋内運動場	RC	昭和56年度	A	済	平成23年度			
	北側教室棟	RC	昭和33・37・50年度	C	済	平成25年度			
久宝寺小学校	南側教室棟等	RC	昭和46・51年度	B	済	平成27年度			
	西側教室棟	RC	昭和52年度	B	済	平成26年度			
	屋内運動場	RC	平成3年度	A					新耐震基準
	西側教室棟	RC	昭和42年度	A	済	平成12年度			
龍華小学校	南側教室棟	RC	昭和53・54年度	A		平成27年度			
	北側教室棟	RC	昭和55年度	A		平成27年度			
	屋内運動場	RC	平成5年度	A					新耐震基準
	北側教室棟	RC	昭和46・47・50年度	C	済	平成24・25年度			
大正小学校	西側教室棟	RC	平成11年度	A					新耐震基準
	屋内運動場	RC	昭和50年度	A	済	平成22年度			

学校名	施設名	構造	建築年度	耐震性能	補強	補強年度	補強予定	改築予定	備考
桂小学校	屋内運動場	RC	昭和49年度	A	済	平成24年度			
安中小学校	南側教室棟	RC	昭和41・42・45年度	A	済	平成24年度			
	北側教室棟	RC	昭和45年度	A	済	平成18年度			
	西側教室棟	RC	昭和45年度	A	済	平成16年度			
	屋内運動場	RC	昭和47年度	A	済	平成21年度			
竹淵小学校	北側教室棟	RC	昭和46年度	B	済	平成26年度			
	西側教室棟	RC	昭和58年度	A					新耐震基準
	屋内運動場	RC	昭和57年度	A					新耐震基準
	北側教室棟	RC	昭和40・44・45・46年度	A	済	平成23年度			
南高安小学校	北西側教室棟	RC	昭和51年度	C	済	平成25年度			
	東側教室棟	RC	昭和53年度	B	済	平成26年度			
	南西側教室棟	RC	昭和40年度	B	済	平成26年度			
	屋内運動場	RC	平成4年度	A					新耐震基準
	北側教室棟	RC	昭和37・44年度	B					施設一体型小・中学校の設置に伴い補強対象から除く
	東側教室棟	RC	昭和49年度	B					施設一体型小・中学校の設置に伴い補強対象から除く
中高安小学校	南側教室棟	RC	昭和55年度	B					施設一体型小・中学校の設置に伴い補強対象から除く
	屋内運動場	RC	平成12年度	A					新耐震基準
	南側教室棟	RC	昭和48・55年度	A					施設一体型小・中学校の設置に伴い補強対象から除く
	北側教室棟	RC	昭和55年度	B					施設一体型小・中学校の設置に伴い補強対象から除く
北高安小学校	屋内運動場	RC	昭和47年度	A	済	平成23年度			

学校名	施設名	構造	建築年度	耐震性能	補強	補強年度	補強予定	改築予定	備考
曙川小学校	南側教室棟	RC	昭和43・45・49年度	C	済	平成25年度			
	北側教室棟	RC	昭和42年度	B	済	平成26年度			
	屋内運動場	RC	昭和45年度	A	済	平成22年度			
北山本小学校	東側教室棟	RC	昭和52年度	A	済	平成14年度			
	北側教室棟	RC	平成13・15年度	A					新耐震基準
	屋内運動場	RC	昭和46年度	A					補強不要
南山本小学校	南側教室棟	RC	平成27年度	A					新耐震基準
	北側教室棟	RC	昭和33・39・41年度	A					補強不要
	屋内運動場	RC	平成6年度	A					新耐震基準
志紀小学校	南東側教室棟	RC	平成27年	A					新耐震基準
	西側教室棟	RC	昭和48年度	A					補強不要
	南側教室棟	RC	昭和50・53年、平成10・17年	B	済	平成25年度			
高美小学校	屋内運動場	RC	平成9年度	A					新耐震基準
	南側教室棟	RC	昭和43年度	B	済	平成25・26年度			
	東側教室棟	RC	昭和43・45年度	B	済	平成25・26年度			
	北側教室棟	RC	昭和45年度	C	済	平成25・26年度			
	屋内運動場	RC	昭和46年度	A	済	平成22年度			

学校名	施設名	構造	建築年度	耐震性能	補強	補強年度	補強予定	改築予定	備考
長池小学校	南側教室棟	RC	昭和44年度	A	済	平成23年度			
	東側教室棟	RC	昭和44年度	A	済	平成23年度			
	北側教室棟	RC	昭和47年度	A					補強不要
	西側教室棟	S	平成11年度	A					新耐震基準
東山本小学校	屋内運動場	RC	昭和47年度	A	済	平成24年度			
	南側教室棟	RC	昭和45・47年度	A	済	平成23年度			
	北側教室棟	RC	昭和47・49・51年度	B	済	平成26年度			
	屋内運動場	RC	昭和47年度	A	済	平成24年度			
美園小学校	西側教室棟	RC	昭和47年度	A					補強不要
	北側教室棟	RC	昭和47年度	B	済	平成26年度			
	屋内運動場	RC	昭和47年度	A	済	平成20年度			
	北側教室棟	RC	昭和47年度	B	済	平成27年度			
永畑小学校	南側教室棟	RC	昭和47・51年度	B	済	平成26年度			
	屋内運動場	RC	昭和47年度	A	済	平成20年度			
	南側教室棟	RC	昭和47年度	B	済	平成26年度			
	北側教室棟	RC	昭和47・52年度	B	済	平成25年度			
刑部小学校	屋内運動場	RC	昭和47年度	A	済	平成20年度			
	北側教室棟	RC	昭和49年度	A	済	平成26年度			
	南側教室棟	RC	昭和49年度	B	済	平成25年度			
	屋内運動場	RC	昭和49年度	A					補強不要

学校名	施設名	構造	建築年度	耐震性能	補強	補強年度	補強予定	改築予定	備考
高美南小学校	南側教室棟	RC	昭和49年度	B	済	平成26年度			
	中央教室棟	RC	昭和49年度	B	済	平成25年度			
	北側教室棟	RC	昭和49・53年度	A	済	平成24年度			
	屋内運動場	RC	昭和50年度	A	済	平成22年度			
高安西小学校	北側教室棟	RC	昭和50年度	B	済	平成26年度			
	南側教室棟	RC	昭和50・55年度	B	済	平成26年度			
	屋内運動場等	RC	昭和50年度	A	済	平成23年度			
	南側教室棟	RC	昭和53年度	B	済	平成27年度			
曙川東小学校	屋内運動場	RC	昭和53年度	A	済	平成22年度			
	南側教室棟	RC	昭和53年度	B	済	平成23・26年度			
亀井小学校	西側教室棟	RC	平成12年度	A					新耐震基準
	屋内運動場	RC	昭和53年度	A	済	平成23年度			
	南側教室棟等	RC	昭和58年度	A					新耐震基準
上之島小学校	北側教室棟等	RC	昭和58年度	A					新耐震基準
	屋内運動場	RC	昭和58年度	A					新耐震基準
	教室棟	RC	昭和62年度	A					新耐震基準
大正北小学校	屋内運動場	RC	昭和62年度	A					新耐震基準

(中学校)

学校名	施設名	構造	建築年度	耐震性能	補強	補強年度	補強予定	改築予定	備考
八尾中学校	北西側教室棟	RC	昭和45年度	A	済	平成12年度			
	北東側教室棟	RC	昭和39・45年度	A	済	平成24年度			
	南側教室棟	RC	昭和34・36・39・60年度	A	済	平成24年度			
	東側教室棟	RC	昭和60年度	A					新耐震基準
	屋内運動場	RC	昭和60年度	A					新耐震基準
久宝寺中学校	北側教室棟等	RC	昭和36・49・52・56年度	B	済	平成25年度			
	西側教室棟等	RC	昭和51年度	A	済	平成23年度			
	屋内運動場	RC	昭和51年度	A	済	平成23年度			
	南側教室棟	RC	昭和41・49年度	B	済	平成25年度			
龍華中学校	西側教室棟	RC	昭和44年度	A	済	平成11年度			
	屋内運動場	S	昭和45年度	A	済	平成22年度			
	新中央教室棟	RC	平成27年度	A					新耐震基準
	北側教室棟	RC	昭和51・52・56年度	B	済	平成26年度			
大正中学校	南側教室棟	RC	昭和57年度	A					新耐震基準
	屋内運動場	RC	平成14年度	A					新耐震基準
	北西側教室棟	RC	昭和35年度	A			平成27年度		
	北東側教室棟	RC	昭和37年度	B			平成27年度		
成法中学校	南側教室棟等	RC	昭和56・57・58年度	A			平成27年度		
	屋内運動場	RC	昭和62年度	A					新耐震基準

学校名	施設名	構造	建築年度	耐震性能	補強	補強年度	補強予定	改築予定	備考
南高安中学校	北側教室棟	RC	昭和48年度	A					補強不要
	中央教室棟	RC	昭和48年度	B	済	平成26年度			
	南側教室棟	RC	昭和48・56・60年度	B	済	平成27年度			
	屋内運動場	RC	昭和48年度	A	済	平成21年度			
高安中学校	北東側教室棟	RC	昭和41・42年度	C	済	平成25年度			
	南側教室棟	RC	昭和35・38年度	B					施設一体型小・中学校の設置に伴い補強対象から除く
	東側教室棟	RC	昭和50年度	A					補強不要
	北西側教室棟	RC	昭和57年度	A					新耐震基準
	屋内運動場	RC	平成1年度	A					新耐震基準
	南側教室棟	RC	昭和33・36・39・46年度	C	済	平成21・24 25年度			一部校舎を平成26年度改築
曙川中学校	東側教室棟	S	昭和50年度	C	済	平成24・25年度			一部校舎を平成26年度改築
	北側教室棟	RC	昭和42・48年度	B	済	平成13・24 25・26年度			
	屋内運動場	RC	昭和47年度	A	済	平成22年度			
	南側教室棟	RC	昭和41・42年度	A	済	平成24年度			
志紀中学校	北西側教室棟	RC	昭和35年度	A					補強不要
	南西・中央教室棟	RC	昭和45年度	B	済	平成25・26年度			
	北側教室棟	RC	昭和59年度	A					新耐震基準
	屋内運動場	RC	昭和59年度	A					新耐震基準
上之島中学校	南側教室棟	RC	昭和46・48年度	C	済	平成24・25年度			
	北側教室棟	RC	昭和46・51年度	B	済	平成26年度			
	屋内運動場	RC	昭和46年度	A	済	平成24年度			

学校名	施設名	構造	建築年度	耐震性能	補強	補強年度	補強予定	改築予定	備考
桂中学校	屋内運動場	RC	昭和46年度	A	済	平成24年度			
	第2屋内運動場	RC	昭和48年度	A	済	平成24年度			
高美中学校	北側教室棟	RC	昭和47年度	B	済	平成26年度			
	南側教室棟	RC	昭和47年度	C	済	平成24・25年度			
	東側教室棟	RC	昭和57年度	A					新耐震基準
	屋内運動場	RC	昭和49年度	A	済	平成21年度			
曙川南中学校	南側教室棟	RC	昭和51年度	B		平成27年度			
	中央教室棟	RC	昭和51・55・57年度	B	済	平成26年度			
	北側教室棟	RC	昭和59年度	A					新耐震基準
	屋内運動場	RC	昭和51年度	A	済	平成21年度			
東中学校	教室棟	RC	昭和54年度	C	済	平成25年度			
	屋内運動場	RC	昭和54年度	A					補強不要
亀井中学校	教室棟	RC	昭和55年度	A					補強不要
	屋内運動場	RC	昭和55年度	A					補強不要

(幼稚園・特別支援学校)

幼稚園名	施設名	構造	建築年度	耐震 性能	補強 済	補強年度	補強予定	改築予定	備考
八尾幼稚園	教室棟	RC	昭和49年度	B	済		H25		
山本幼稚園	教室棟	RC	昭和53年度	A	済		H23		
南山本幼稚園	教室棟	RC	昭和46年度	B	済		H27		
用和幼稚園	教室棟	RC	昭和50年度	B	済		H26		
久宝寺幼稚園	教室棟	RC	昭和50・52年度	B	済		H27		
龍華幼稚園	教室棟	RC	昭和54年度	B	済		H27		
大正幼稚園	教室棟	RC	昭和46年度	B	済		H26		
安中幼稚園	教室棟	RC	昭和46年度	B	済		H27		
南高安幼稚園	教室棟	S	昭和45年度	C	済		H25		
高安幼稚園	教室棟	RC	昭和48年度	A					
曙川幼稚園	教室棟	RC	昭和47年度	B	済		H25		
北山本幼稚園	教室棟	RC	昭和44年度	B	済		H27		
志紀幼稚園	教室棟	RC	昭和51年度	A					
高美幼稚園	北側教室棟	RC	昭和45年度	C	済		H25		
	南側教室棟	S	昭和49年度	C	済		H25		
長池幼稚園	教室棟	RC	昭和49年度	A					
東山本幼稚園	教室棟	RC	昭和49年度	A	済		H26		
美園幼稚園	教室棟	RC	昭和52年度	A					
永畑幼稚園	教室棟	RC	昭和53年度	A					
西山本幼稚園	教室棟	RC	昭和55年度	A					
特別支援学校	教室棟	RC	昭和47年度	A					

公共建築物（市営住宅・学校園を除く）耐震性能一覧表

平成28年4月1日予定

番号	施設名	所在地	構造	階数	建設年度	耐震性能	備考
1	市庁舎本館	本町1丁目	SRC/S	10/3	H5年	A	新耐震
2	市庁舎西館	本町2丁目	SRC	5/2	H5年	A	新耐震
3	市庁舎北分室	本町1丁目	RC	2/0	S36年	A	平成22年度診断完了
4	桂人権コミュニティセンター	桂町2丁目	RC	2/0	S38年	A	平成27年度耐震補強済
5	桂人権コミュニティセンター	桂町2丁目	RC	1/0	S41年	A	
6	桂人権コミュニティセンター	桂町2丁目	RC	1/0	S55年	A	
7	安中人権コミュニティセンター	安中町8丁目	RC	2/0	S41年	A	耐震補強済
8	安中人権コミュニティセンター	安中町8丁目	RC	1/0	S56年	A	新耐震
9	文化会館	光町2丁目	SRC	5/2	S63年	A	新耐震
10	龍華出張所、コミュニティセンター	南太子堂2丁目	RC	3/0	H27年	A	新耐震
11	山本出張所、コミュニティセンター	山本町1丁目	RC	5/1	H8年	A	新耐震
12	竹淵出張所、コミュニティセンター	竹淵東1丁目	RC	3/0	S58年	A	新耐震
13	曙川出張所、コミュニティセンター	八尾木4丁目	RC	2/0	S59年	A	新耐震
14	高安出張所、コミュニティセンター	千塚3丁目	RC	2/0	S61年	A	新耐震
15	久宝寺出張所、コミュニティセンター	北久宝寺2丁目	RC	2/0	S53年	A	
16	志紀出張所、コミュニティセンター	志紀町西1丁目	RC	2/0	S49年	A	二次診断NG、平成27年度耐震補強済
17	大正出張所、コミュニティセンター	若林町3丁目	RC	2/0	H26年	A	新耐震
18	南高安出張所、コミュニティセンター	恩智中町4丁目	RC	2/0	S57年	A	新耐震
19	緑ヶ丘コミュニティセンター	緑ヶ丘1丁目	RC	2/0	S55年	A	
20	曙川東小学校区集会所	曙川東8丁目	S	1/0	H8年	A	新耐震
21	刑部小学校区集会所	刑部3丁目	RC	2/0	S53年	A	
22	用和小学校区集会所	山城町3丁目	S	2/0	H16年	A	新耐震
23	八尾小学校区集会所	本町5丁目4番25号	S	1/0	H18年	A	新耐震
24	亀井小学校区集会所	亀井町2丁目4番11号	S	1/0	H26年	A	新耐震
25	共同浴場錦温泉	幸町3丁目	RC	2/0	S45年	A	耐震補強済
26	在宅福祉サービスネットワークセンター	青山町4丁目	RC	4/1	H10年	A	新耐震
27	社会福祉会館	本町2丁目	RC	3/1	S48年	A	
28	桂老人福祉センター	桂町3丁目	RC	2/0	S49年	A	
29	安中老人福祉センター	安中町8丁目	RC	2/0	S51年	A	
30	障害者総合福祉センター	南本町8丁目	RC	5/1	H15年	A	新耐震

番号	施設名	所在地	構造	階数	建設年度	耐震性能	備考
31	福祉型児童発達支援センター (八尾しょうとく園)	西高安町3丁目	RC	1/0	S63年	A	新耐震
32	生涯学習センター	旭ヶ丘5丁目	RC	4/1	H6年	A	新耐震
33	八尾北医療センター	桂町6丁目	RC	2/0	S57年	A	新耐震
34	西郡保育所	桂町2丁目	RC	2/0	H7年	A	新耐震
35	安中保育所	安中町8丁目	RC	2/0	S45年	A	耐震補強済
36	荘内保育所	荘内町2丁目	RC	2/0	S45年	A	耐震補強済
37	荘内保育所多目的室	荘内町2丁目	S	1/0	H12年	A	プレハブ 新耐震
38	山本南保育所	山本町南2丁目	RC	2/0	S46年	A	耐震性能確保
39	山本南保育所多目的室	山本町南2丁目	S	1/0	H12年	A	プレハブ 新耐震
40	弓削保育所	志紀町西3丁目	RC	2/0	S47年	A	耐震性能確保
41	堤保育所	堤町1丁目	RC	2/0	S46年	A	耐震性能確保
42	末広保育所	末広町1丁目	RC	2/0	S53年	A	耐震補強済
43	大畑山野外活動センター	恩智中町4丁目	S/RC	1/0	H1年	A	新耐震
44	桂青少年会館	桂町4丁目	RC	3/0	S50年	A	耐震補強済
45	安中青少年会館	南本町8丁目	RC	3/0	S50年	A	耐震補強済
46	清掃庁舎	高美町5丁目	RC	2/0	S43年	A	二次診断NG 平成27年度耐震補強済
47	清掃庁舎	高美町5丁目	RC	2/0	S48年	A	二次診断NG 平成27年度耐震補強済
48	清掃庁舎浴場	高美町5丁目	RC	1/0	H10年	A	新耐震
49	八尾市清協公社事務所	福栄町4丁目	RC	2/0	S50年	A	平成22年度診断完了
50	市立衛生処理場	上尾町8丁目	RC	2/1	H6年	A	新耐震
51	市立斎場	南植松町3丁目	RC	2/0	H13年	A	新耐震
52	市立リサイクルセンター	曙町2丁目	S/SRC RC	4/0	H20年	A	新耐震
53	一般廃棄物最終処分場	上尾町9丁目	RC	1/0	H7年	A	新耐震
54	まちなみセンター	久宝寺3丁目	S/RC	2/0	H11年	A	新耐震
55	土木管理事務所	曙町2丁目	RC	3/0	S49年	A	二次診断NG 平成27年度耐震補強済
56	市立病院	龍華町1丁目	S/RC	8/1	H15年	A	新耐震
57	市立病院北館	龍華町1丁目	S	5/0	H26年	A	新耐震
58	消防本部庁舎	高美町5丁目	RC	3/0	S49年	A	耐震補強済
59	消防署山本分署	西山本町3丁目	RC	2/0	S45年	A	耐震補強済
60	消防署志紀出張所	志紀町西2丁目	RC	2/0	H17年	A	新耐震
61	消防署栄町出張所	栄町2丁目	RC	3/0	S43年	A	耐震補強済
62	消防署高安出張所	千塚2丁目	RC	2/0	S58年	A	新耐震
63	消防署亀井出張所	亀井町2丁目	RC	2/0	H1年	A	新耐震

住棟別の耐震性能一覧表

平成28年4月1日予定

番号	施設名	所在地	構造	階数	建設年度	耐震性能	備考
1	大正住宅1期・2期	西木の本4丁目	RC	8/0	H18年・H21年	A	新耐震
2	西郡住宅6号館	幸町4丁目	WRC	4/0	S39年	B	
3	西郡住宅9号館	幸町2丁目	RC	5/0	S41年	A	耐震補強済
4	西郡住宅10号館	桂町3丁目	RC	5/0	S41年	A	耐震補強済
5	西郡住宅11号館	桂町3丁目	RC	5/0	S42年	A	耐震補強済
6	西郡住宅12号館	幸町2丁目	RC	5/0	S42年	B	
7	西郡住宅13号館	幸町2丁目	RC	5/0	S42年	B	
8	西郡住宅14号館	桂町1丁目	RC	5/0	S42年	B	
9	西郡住宅15号館	桂町1丁目	RC	5/0	S42年	B	
10	西郡住宅16号館	桂町1丁目	RC	5/0	S43年	B	
11	西郡住宅17号館	幸町3丁目	RC	5/0	S43年	B	
12	西郡住宅18号館	幸町3丁目	RC	5/0	S45年	B	
13	西郡住宅19号館	桂町6丁目	RC	5/0	S44年	B	
14	西郡住宅20号館	桂町6丁目	RC	5/0	S44年	B	
15	西郡住宅21号館	桂町6丁目	RC	5/0	S45年	B	
16	西郡住宅22号館	桂町6丁目	RC	5/0	S45年	B	
17	西郡住宅23号館	桂町6丁目	RC	5/0	S46年	B	
18	西郡住宅24号館	高砂町1丁目	WRC	4/0	S45年	A	
19	西郡住宅25号館	高砂町1丁目	WRC	4/0	S45年	A	
20	西郡住宅26号館	高砂町1丁目	WRC	4/0	S46年	A	
21	西郡住宅27号館	高砂町1丁目	WRC	4/0	S46年	A	
22	西郡住宅28号館	桂町3丁目	RC	5/0	S46年	B	
23	西郡住宅29号館	桂町1丁目	RC	5/0	S47年	A	耐震補強済
24	西郡住宅30号館	桂町1丁目	RC	5/0	S48年	C	
25	西郡住宅31号館	桂町1丁目	RC	4/0	S49年	B	
26	西郡住宅32号館	幸町5丁目	RC	4/0	S49年	B	
27	西郡住宅33号館	高砂町1丁目	SRC	11/0	S50年	A	耐震補強済
28	西郡住宅34号館	幸町5丁目	RC	4/0	S54年	B	
29	西郡住宅35号館	幸町5丁目	RC	4/0	S55年	B	
30	西郡住宅36号館	幸町1丁目	RC	4/0	S58年	A	新耐震
31	西郡住宅37号館	幸町1丁目	RC	4/0	S58年	A	新耐震
32	西郡住宅38号館	幸町2丁目	RC	4/0	S60年	A	新耐震

番号	施設名	所在地	構造	階数	建設年度	耐震性能	備考
33	西郡住宅39号館	幸町2丁目	RC	4/0	S62年	A	新耐震
34	西郡住宅40号館	幸町1丁目	RC	4/0	S63年	A	新耐震
35	西郡住宅41号館	幸町3丁目	RC	4/0	H2年	A	新耐震
36	西郡住宅42号館	幸町3丁目	RC	4/0	H4年	A	新耐震
37	西郡住宅43号館	高砂町1丁目	RC	8/0	H23年	A	新耐震
38	西郡店舗住宅1号館	幸町4丁目	RC	3/0	S41年	B	
39	西郡店舗住宅3号館	幸町3丁目	RC	5/0	S45年	C	
40	西郡店舗住宅4号館	幸町3丁目	RC	2/0	S45年	B	
41	西郡店舗住宅5号館	幸町3丁目	RC	2/0	S47年	B	
42	西郡店舗住宅6号館	幸町2丁目	RC	2/0	S52年	B	
43	西郡店舗住宅7号館	幸町2丁目	RC	2/0	S55年	A	新耐震
44	西郡店舗住宅8号館	幸町2丁目	RC	2/0	S56年	A	新耐震
45	西郡店舗住宅9号館	幸町1丁目	RC	2/0	S59年	A	新耐震
46	安中住宅1号館	南本町8丁目	RC	5/0	S41年	B	
47	安中住宅2号館	南本町8丁目	RC	5/0	S42年	B	
48	安中住宅7号館	南本町8丁目	RC	5/0	S45年	A	耐震補強済
49	安中住宅8号館	南本町8丁目	RC	5/0	S45年	B	
50	安中住宅9号館	南本町8丁目	RC	5/0	S45年	A	耐震補強済
51	安中住宅10号館	南本町8丁目	RC	5/0	S46年	A	耐震補強済
52	安中住宅11号館	南本町8丁目	RC	5/0	S46年	A	耐震補強済
53	安中住宅12号館	安中町9丁目	RC	4/0	S46年	B	
54	安中住宅13号館	安中町9丁目	WRC	4/0	S46年	A	
55	安中住宅14号館	安中町9丁目	WRC	4/0	S53年	A	
56	安中住宅15号館	安中町9丁目	RC	4/0	S59年	A	新耐震
57	安中住宅16号館	安中町8丁目	RC	8/0	H21年	A	新耐震
58	安中店舗住宅1号館	安中町8丁目	RC	2/0	S54年	B	
59	菅振住宅1号館	緑ヶ丘1丁目	WRC	3/0	S61年	A	新耐震
60	菅振住宅2号館	緑ヶ丘1丁目	WRC	4/0	S61年	A	新耐震
61	菅振住宅3号館	緑ヶ丘1丁目	WRC	3/0	S62年	A	新耐震
62	菅振住宅4号館	緑ヶ丘1丁目	WRC	4/0	S62年	A	新耐震
63	菅振住宅5号館	緑ヶ丘1丁目	WRC	3/0	H1年	A	新耐震
64	菅振住宅6号館	緑ヶ丘1丁目	WRC	3/0	H1年	A	新耐震

住宅建築物耐震 10 カ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）の概要

10 カ年戦略・大阪とは

- 府民の生命・財産を守るため、府民が耐震性のある住宅に住み、耐震性のある建築物を利用できるよう、これまでの取組み状況等を踏まえ、新たな考え方に基づく目標を設定し、大阪の地域特性に応じた耐震化を促進するためのさまざまな方策を示すもの。

改定の背景

- H27 年度に現行の計画が最終年度をむかえる
- 大阪府耐震改修促進計画審議会からの答申（大阪における今後の住宅・建築物の耐震化促進政策のあり方について）

10 カ年戦略・大阪の構成

- 現状と課題
 - 1.住宅
 - 2.多数の者が利用する建築物
 - 3.広域緊急交通路沿道建築物
 - 4.府有建築物
- 基本的な方針
- 目標
- 目標達成のための具体的な取組み
 - 1.住宅
 - 2.多数の者が利用する建築物
 - 3.広域緊急交通路沿道建築物
 - 4.府有建築物の耐震化への取組み
 - 5.大阪府住宅供給公社による耐震化への取組み
- 耐震化の促進への社会環境整備
- その他関連施策の促進
 - 1.居住空間の安全性の確保
 - 2.ハザードマップの活用
 - 3.2 次構造部材の安全対策
 - 4.長周期地震動の対応
- 推進体制の整備
 - 1.庁内の連携
 - 2.所管行政庁との連携
 - 3.大阪建築物震災対策推進協議会との連携
 - 4.関係団体との連携
 - 5.自主防災組織、自治会等との連携

府民みんなでめざす住宅・建築物の耐震化の方向性

目 標

1) 耐震化率（府民みんなでめざそう値）

府民みんなでめざそう値とは、府民の安全・安心な生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化を府民一丸となって進めていくため、新築や建替え、耐震改修、除却など、さまざまな手法により、府民みんなでめざすべき目標として掲げるもの。

①住宅の耐震化率：平成 37 年までに 95%

②多数の者が利用する建築物の耐震化率：平成 32 年までに 95%

2-1) 民間住宅・建築物の具体的な目標

- 木造住宅
 - ・耐震性が不足する木造戸建住宅約 39 万戸、全てに確実な普及啓発（意識向上）
 - ・耐震化への意識の高い所有者の木造戸建住宅約 5 万戸を中心に重点的な耐震化を促進
 - ・耐震性の低い住宅が集中する地区をモデルに選定し、さまざまな取組みを実施
- 多数の者が利用する建築物
 - ・耐震性が不足する建築物約 5 千棟、全てに確実な普及啓発
 - ・耐震診断が義務化された大規模な建築物のなかで、病院や学校など特に公共性の高いものを優先して耐震化を促進
- 広域緊急交通路沿道建築物
 - ・耐震診断の結果により耐震性が不足すると報告を受けた全ての建築物に確実な普及啓発
 - ・道路を封鎖する危険性の高い建築物を優先して耐震化を促進

2-2) 公共建築物等の具体的な目標

- 府有建築物
 - ・府有建築物の耐震化の方針に基づき、これまでの取組みを進めるとともに、経済活動を守る観点の耐震化に取り組む
- 大阪府住宅供給公社住宅
 - ・府公社賃貸住宅の耐震化の方針に基づき、積極的に耐震化に取り組む

目標達成のための具体的な取組み

- 木造住宅、多数の者が利用する建築物、広域緊急交通路沿道建築物について、ダイレクトメールや個別訪問による確実な普及啓発
- 部分改修や耐震シェルターの設置など、最低限「生命を守る」耐震化の促進や、取組みの優先順位の設定など、さまざまな取組みを実施
- 府有建築物については、引き続き耐震化を進めるとともに、府民生活を支える業務継続等への対応も検討
- 府営住宅については、耐震改修や建替えの事業を最重点の取組みとし「大阪府営住宅ストック総合活用計画」に基づき、積極的に耐震化を推進

耐震化の促進への社会環境整備

- 関係機関と連携した高齢者向け住宅等への住替え支援や建替え促進策を検討
- 耐震改修の促進につながる税制改正や国庫補助の拡充、創設等を国へ提案・要望

その他関連施策の促進

- 居住空間の安全性を確保するため、家具の転倒防止の対策や防災ベッド、耐震テーブルの活用を促進
- ハザードマップ等を活用し、防災意識や耐震化意欲の向上を図る
- ブロック塀や屋外広告物、天井、エレベーター等の 2 次構造部材について、普及啓発等による安全対策を促進

推進体制の整備

- 住宅まちづくり部だけでなく部局を横断した体制づくりや、市町村、国はもちろんのこと、府民、民間事業者などが、協同して取り組むことができる体制を整備

基本的な方針

1.目標の定め方

- 2 段階の目標を掲げ耐震化を促進
府民みんなでめざす共通の大きな目標と、耐震性が不足する住宅・建築物を減らすための具体的な目標という 2 段階の目標を掲げ、耐震化を促進

2.取組みの視点

- 総合的な耐震化の促進
耐震改修だけでなく、建替え、除却、住替えなど、さまざまな施策に取り組む
- 効果的な耐震化の促進
 - ・施策効果の高いものから優先順位をつけたり、住まい手のニーズを踏まえ、住宅の種別、市街地特性に合った耐震化を促進
 - ・市街地特性を踏まえたモデル地区でのケーススタディを実施し、効果的な取組みについては他地区への展開を図る

3.役割分担

- 住宅・建築物の所有者の役割
原則として、所有者が自らの責任で行う
- 行政の役割
より多くの府民の生命・財産を保護するため、所有者の取組みをできる限り支援。自らが所有する建築物は、耐震化を先導する役目から、しっかりと耐震化を推進
- 関係団体や企業等の役割
住宅・建築物に関わる事業者は、適切に住宅・建築物の耐震化が図られるよう、社会的責務を有することを認識し、建物所有者等から信頼される取組みを実施

4.計画期間

- 平成 28 年度から平成 37 年度まで
概ね 5 年を基本に、計画の見直しを検討

八尾市耐震改修促進計画(改定版)

平成 28 年 (2016 年) 3 月 策 定

平成 28 年 (2016 年) 4 月 発 行

編 集 八尾市建築都市部審査指導課

発 行 八尾市建築部住宅政策課

〒581-0003 八尾市本町1-1-1

TEL (072)924-3790

刊行物番号 H27-222